

1

2

3

4

浪江町復興計画【第三次】

5

(素案)

6

7

8

9

10

11

12

浪 江 町

13

14 《町長あいさつ》
15

16 一目次—

17	第1編 序論	1
18	第1章 計画の策定にあたって	2
19	1 計画策定の目的	2
20	2 計画の構成と期間	3
21	3 計画の進行管理	4
22		
23	第2章 計画策定の背景	5
24	1 町の概況	5
25	2 これまでの復興の歩み	9
26	3 町の将来を見据えた現状と課題	15
27		
28	第2編 基本構想	19
29	第1章 復興の理念	20
30	1 理念	20
31	2 理念の柱	21
32	第2章 復興の基本方針	22
33	1 夢と希望のある産業と仕事づくり	22
34	2 未来を担う人づくり	22
35	3 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり	22
36	4 健康と福祉のまちづくり	23
37	5 絆の維持と持続可能なまちづくり	23
38		
39	第3編 基本計画	27
40	第1章 夢と希望のある産業と仕事づくり	29
41	施策1 農林水産業の再開	30
42	施策2 新たな産業と雇用の創出	38
43		
44	第2章 未来を担う人づくり	47
45	施策1 子育て環境・学校教育の充実	48
46	施策2 生涯学習環境の充実	52
47	施策3 震災の記憶の伝承	56
48		
49		

50	第3章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり……………	59
51	施策1 帰還困難区域の再生……………	60
52	施策2 社会基盤の維持・整備……………	62
53	施策3 防災・安全の強化……………	68
54	施策4 ゼロカーボンシティの推進……………	72
55		
56	第4章 健康と福祉のまちづくり……………	75
57	施策1 健康づくりの推進・医療の充実……………	76
58	施策2 介護・福祉の充実……………	78
59	施策3 放射線による健康不安への対策……………	80
60		
61	第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり……………	85
62	施策1 被災者生活支援・絆の維持……………	86
63	施策2 移住・定住の推進……………	92
64	施策3 地域コミュニティ活動の推進……………	94
65	施策4 復興を推進させる行財政運営……………	96
66		
67	資料編……………	99
68	(1) 答申文……………	100
69	(2) 浪江町復興計画【第三次】策定委員会名簿……………	101
70	(3) 浪江町復興計画【第三次】策定会議名簿……………	102
71	(4) 事務局……………	102
72	(5) 浪江町復興計画【第三次】策定経過……………	103
73		

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

第 1 編

序 論

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

浪江町復興計画【第三次】（以下、「復興計画【第三次】」という。）は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害（以下「東日本大震災」という。）により、甚大な被害を受けた本町が将来的な復旧・復興を実現していくための道標とするものです。

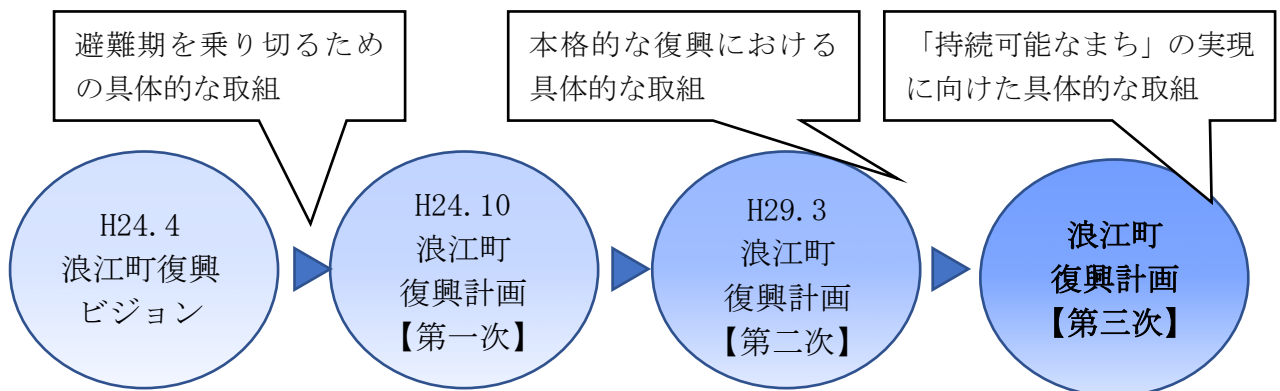
これまで町は、平成24年4月に「浪江町復興ビジョン」を策定し、その復興の理念である「みんなでともに乗り越えよう 私たちの暮らしの再生に向けて～未来へつなぐ復興への想い～」の実現のため、同年10月に「浪江町復興計画【第一次】（以下「復興計画【第一次】」という。）」、平成29年3月に「浪江町復興計画【第二次】（以下、「復興計画【第二次】」という。）」を策定し、町及び町民を取り巻く状況の変化に合わせてながら、総力を挙げて復旧・復興に取り組んできました。

平成23年度から町全域が避難指示区域に指定されていましたが、平成29年3月に、避難指示の一部が解除され、町内での本格的な復興・再生が徐々に始まっています。

しかしながら、未だに帰還困難区域が町の面積の8割を占めており、町全域の再生に向けた取組を継続していく必要があります。避難指示が解除された区域においても、極端な人口減少の状態からの復興・再生であるため、多くの課題を抱えている状況です。

そこで、東日本大震災から10年の節目を迎えた今、町をとりまく状況が大きく変化してきていることから、これまでの復興の進捗や行政の取組を点検し、将来にわたって安心して豊かな生活を送れる「持続可能なまち」の実現に向けた町の姿を描いていくことが必要です。

これらの基本的な認識のもと、町をとりまく状況の変化や課題に柔軟に対応するため、復興計画【第三次】を策定し、総合的な復興まちづくりを進めます。



119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130

131
132

133
134
135
136

2 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

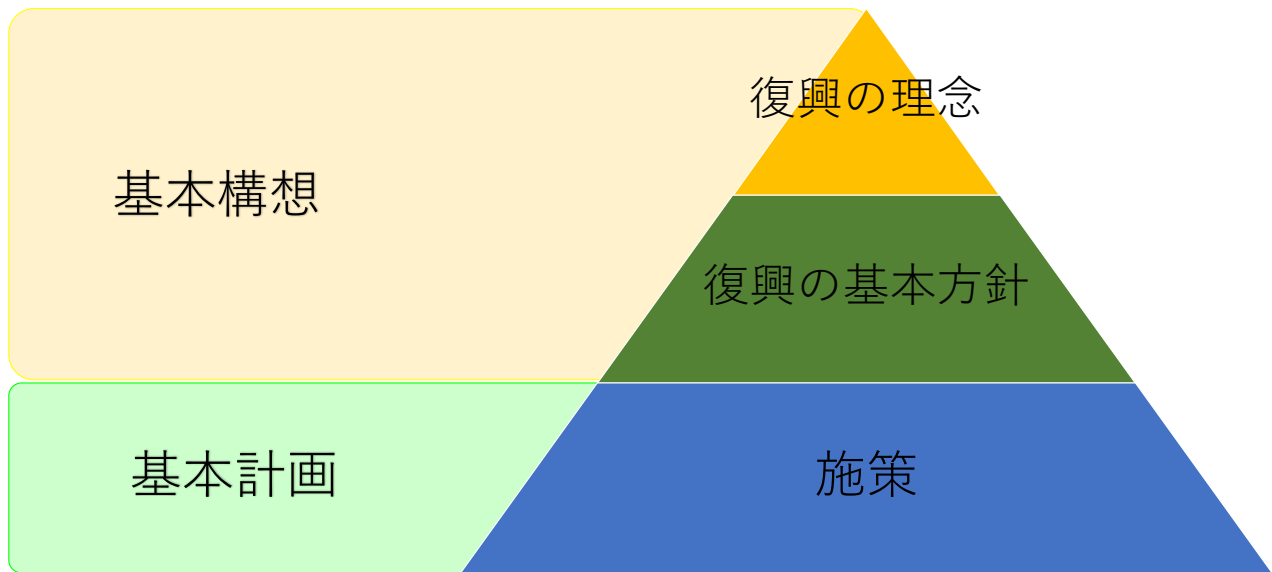
計画は、浪江町の最上位計画であり、基本構想、基本計画で構成されます。

ア 基本構想

基本構想は、「復興の理念」と、これを達成するための「復興の基本方針」を定めるものです。

イ 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策を定めるものです。



(2) 計画の期間

基本構想及び基本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

137

138

3 計画の進行管理

139

140

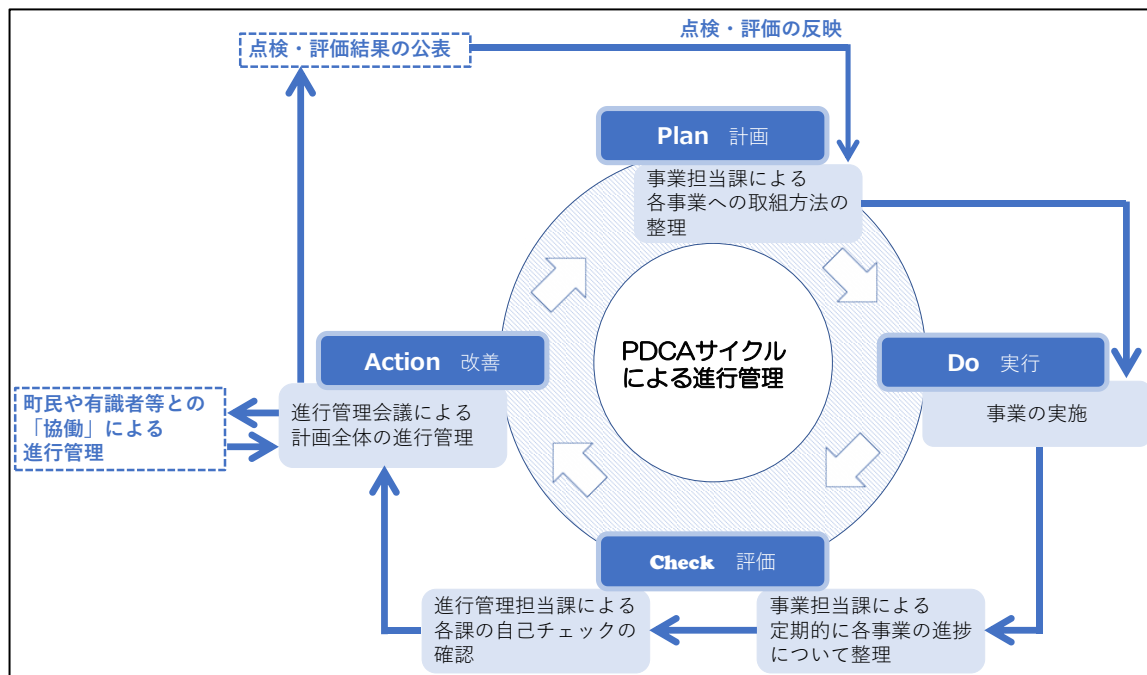
計画の進行管理については、P (PLAN: 計画)・D (DO: 実行)・C (CHECK: 点検・評価)・A (ACTION: 見直し) サイクルによる効果的な進行管理を推進します。

142

庁内で事務事業の点検・評価を定期的実施するほか、町民や有識者等を交えた組織での「協働」による計画進行の検証を行います。検証の結果を踏まえながら、改善を行うことで、計画の着実な実行につなげます。

144

145



146

147

148

149

150

151

152

153

154

第2章

計画策定の背景

155

156

157

1 町の概況

158

(1) 町の沿革

159

町の歴史は酒田の「酒田原遺跡」の旧石器時代に始まり、縄文、弥生、古墳、奈良、平安時代の遺跡も多数発掘されています。

160

中世は標葉氏の所領でしたが、相馬氏との権力争いが頻りに繰り広げられていました。明応元年（1492年）に標葉氏が滅ぼされ、以後相馬氏によって支配されます。

161

162

163

江戸時代には、相馬領大堀村で陶器生産が盛んになり、相馬藩の保護のもとで発展しました。また、現在の町の中心市街地に位置する権現堂地区は「高野宿」と呼ばれ宿場町を形成しており、東西に細長い街並みでした。しかし、安政6年（1859年）、西からの強風にあおられた大火災が発生し、高野宿はほぼ全焼し、翌年に街並みは抜本的に変更され、南北に長い新町通りの建設が防火思想を結集して開始されました。諸説ありますが、この大火の頃から「高野宿」に変わり「浪江」という名称が定着したといわれています。

164

165

166

167

168

169

明治22年には、町村制が施行された際に、小村を統合して現在の町の前身である6村（浪江村・幾世橋村・請戸村・大堀村・苧野村・津島村）が誕生しました。明治31年に浪江駅が開業し、明治33年に浪江村は町に昇格しました。

170

171

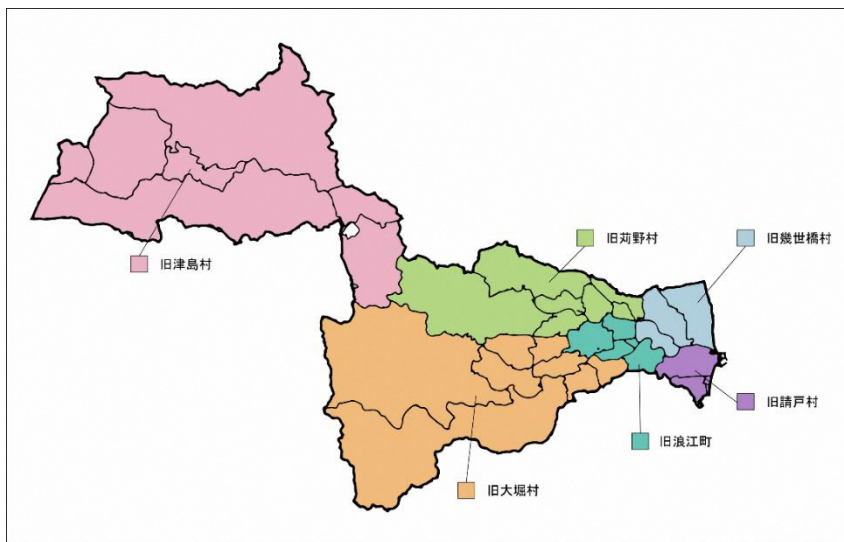
172

その後、昭和28年に施行された「町村合併促進法」により、町は同年に幾世橋村・請戸村と合併、さらに昭和31年に大堀村・苧野村・津島村と合併し、今日の町の姿になっています。

173

174

175



176

(2) 町の位置

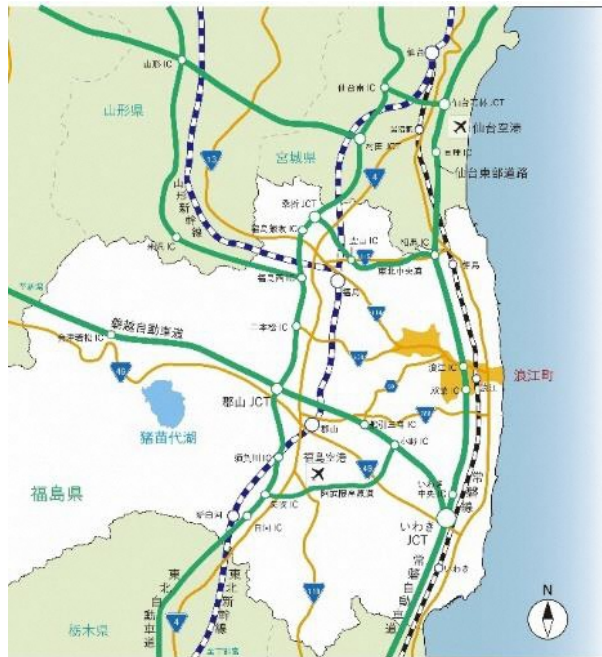
町は、福島県の最東端、浜通りの中央部、双葉郡の北部に位置し、東は太平洋に面しています。

主要都市との距離では、福島市までは約70km、郡山市まで約75km、いわき市まで約60km、仙台市まで約95km、東京まで約260kmとなっています。

町を縦断する幹線として、町の東部を常磐自動車道、JR常磐線、国道6号が首都圏と仙台方面を結んでいます。

町を横断する幹線として、浜通りと中通りをつなぐ国道114号は、幾世橋の市街地の国道6号から分岐し、請戸川に沿って西に向かい、川俣町を経由して福島市に至ります。国道114号は一部狭隘な単線区間があり、現在改良が進められています。さらに、国道114号沿線の室原に常磐自動車道浪江ICが設置されるなど、主要高速道路へのアクセスが強化されています。

また、国道6号を補完する道路として、町の西部に県道34号相馬・浪江線、県道35号いわき・浪江線、東部に県道391号広野・小高線が縦断しています。県道391号広野・小高線は改良工事が進んでおり、沿線に整備されている棚塩産業団地や復興祈念公園へのアクセス向上が期待されています。



《町へのアクセス》

自動車

福島	約1時間30分	国道114号
郡山	約1時間40分	国道288号・県道50号線(浪江三春線)
いわき	約1時間10分	常磐自動車道 四倉IC～常磐自動車道 浪江IC
仙台	約1時間30分	仙台南部道路 長町IC～常磐自動車道 浪江IC
福島空港	約1時間50分	あぶくま高原道路 福島空港IC～常磐自動車道 浪江IC
仙台空港	約1時間10分	仙台東部道路 仙台空港IC～常磐自動車道 浪江IC

鉄道

いわき	約50分	いわき駅～浪江駅 (JR常磐線・特急ひたち)
仙台	約1時間10分	仙台駅～浪江駅 (JR常磐線・特急ひたち)
東京	約3時間10分	東京駅～浪江駅 (JR常磐線・特急ひたち)
仙台空港	約1時間50分	仙台空港駅～浪江駅

214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231

(3) 自然条件

西方の阿武隈高地は、双葉郡、田村郡、安達郡の境界をなす日山（約 1,057m）、白馬石山（約 821m）、高太石山（約 863m）が連なっています。山間部に位置する津島地区の標高は約 415m（下津島付近）と高くなっています。

阿武隈高地に水源を持っており、町の北を請戸川、南を高瀬川が東流、幾世橋で合流して、太平洋に注いでいます。

また、阿武隈高地の日山地区と高瀬川地区は、阿武隈高原中部県立自然公園に指定されており、新緑や紅葉の名所として親しまれています。

町は、海岸、山麓、山間の地からなり、気候も一様ではありませんが、一般的には東日本型海洋性の太平洋沿岸特有の気候で、黒潮の影響により比較的温暖であり、夏は高温多湿で、冬は北西の季節風が吹いて晴天が多く、山間部を除き積雪はほとんどありません。年間の降水量はおおよそ 1,500mm 程度で、自然環境に恵まれた住みよい環境となっています。

■ 浪江町色別標高図



出典：国土地理院ウェブサイト

232 (4) 地目別土地利用

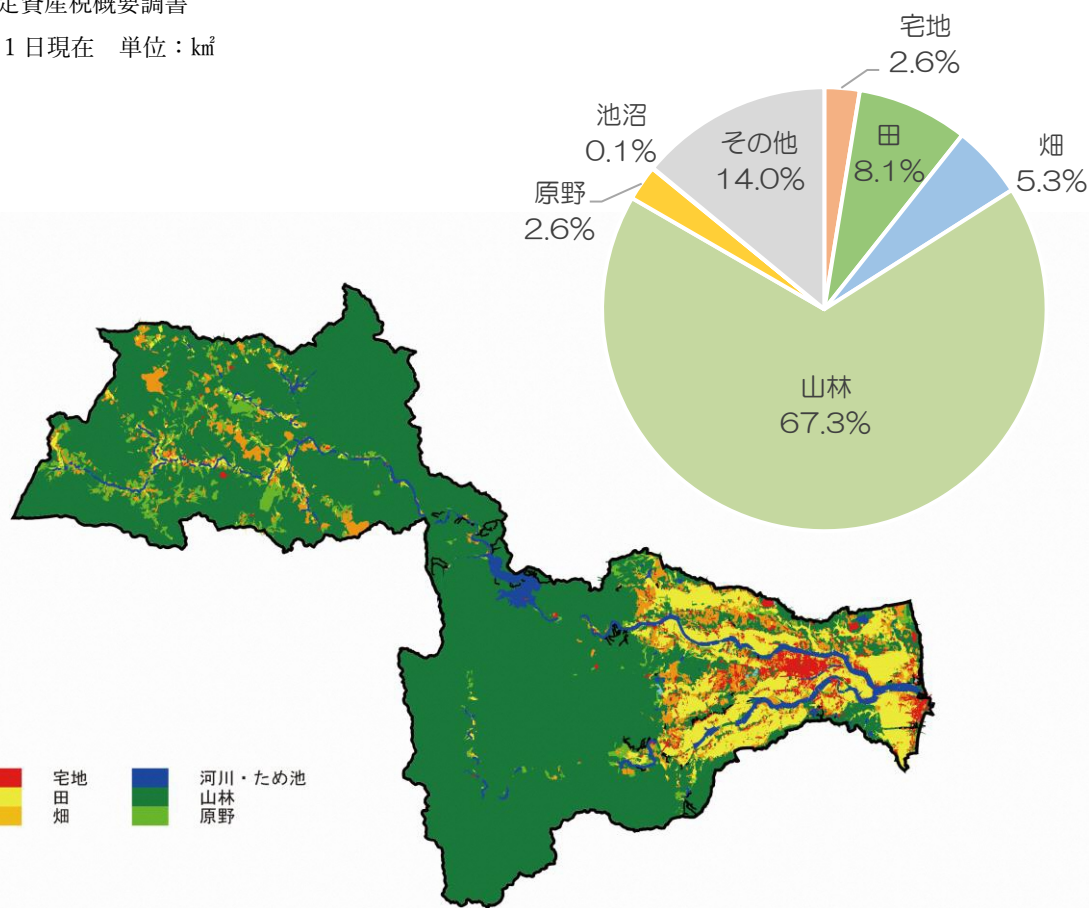
233 町の面積は、東西約 32 k m、南北約 22 k mに広がる 223. 14 k m²で、双葉郡 8 町村の中で最
234 も大きく、福島県の面積 (13, 783. 90 km²) の約 1. 62%にあたります。

235 令和 2 年度における土地利用は、下表のとおり農地が 29. 90 km² (13. 4%)、宅地が 5. 72 km²
236 (2. 6%)、山林・原野が 155. 86 km² (69. 8%) という状況です。

237 ■ 総面積・地目別土地面積

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	その他
H22	223.10	19.47	11.79	5.62	0.13	150.93	5.78	29.38
R2	223.14	18.02	11.88	5.72	0.13	150.11	5.75	31.53
比較 (H28-H23)	0.04	△ 1.45	0.09	0.10	0.00	△ 0.82	△ 0.03	2.15

239 資料 固定資産税概要調書
240 各年 1 月 1 日現在 単位：km²



244
245

246

2 これまでの復興の歩み

247

248

(1) 東日本大震災の発生（発災～平成24年度）

249

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震のよる災害により、151人の死者、31人の行方不明者、651戸の家屋の全壊※など、甚大な被害を受けました。その後この災害に伴う福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原子力発電所事故」により全町民が避難を余儀なくされました。

253

町は、同年3月15日に二本松市への避難を決定し、二本松市東和支所に災害対策本部を移転するとともに、二本松市内の体育館等に避難所を開設しました。このほか、福島市、郡山市、川俣町等にも職員が常駐する避難所を開設し、町民の一次避難の受入を実施しました。その後、ホテルや旅館等の二次避難所の開設等を経て、応急仮設住宅や借上げ住宅などへの入居が進められました。

258

同年4月22日には、福島第一原子力発電所から20km圏内が立入を制限する「警戒区域」に指定されたほか、20km圏外の津島地区が「計画的避難区域」に指定され、おおむね1カ月を目途とした計画的な避難が進められました。

261

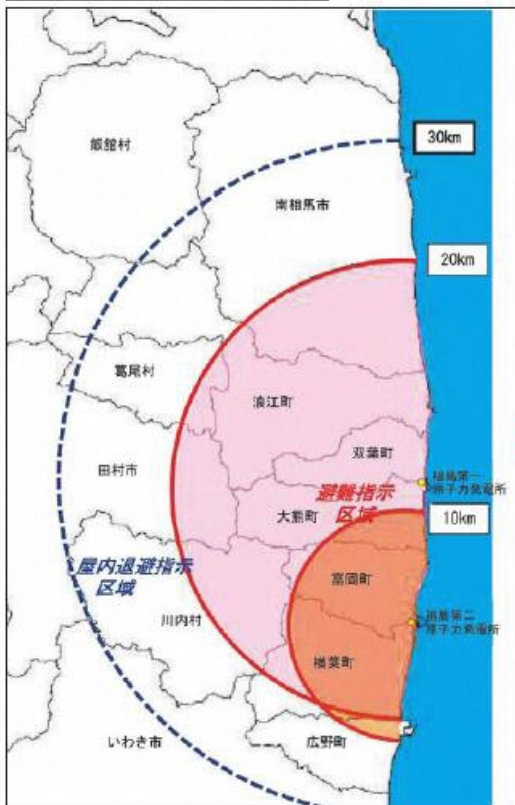
※平成25年3月まで目視による判定

262

■ 平成23年の避難区域の変遷

264

平成23年3月15日時点



265

266

267

268

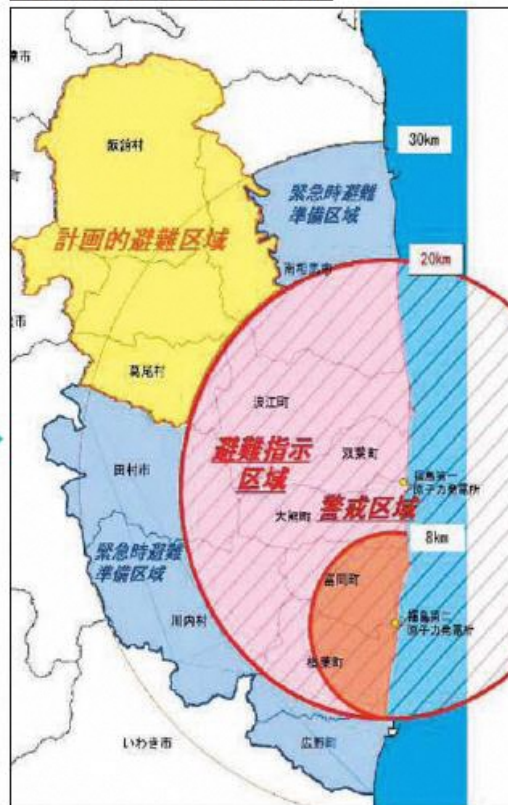
269

270

271

272

平成23年4月22日時点



273

《主な出来事》

日時	内容
平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発生 浪江町災害対策本部設置
平成 23 年 3 月 12 日	福島第一原子力発電所から半径 10 キロメートル圏内に避難指示 福島第一原子力発電所 1 号機原子炉建屋水素爆発 福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内に避難指示 浪江町災害対策本部を津島支所に移転
平成 23 年 3 月 14 日	福島第一原子力発電所 3 号機原子炉建屋水素爆発
平成 23 年 3 月 15 日	福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートルから 30 キロメートル圏内に屋内退避指示 浪江町災害対策本部を二本松市役所東和支所に移転 二本松市内に一次避難所を開設
平成 23 年 4 月 4 日	浪江町役場二本松事務所を二本松市東和支所内に設置
平成 23 年 4 月 5 日	旅館・ホテル等へ二次避難開始
平成 23 年 4 月 18 日	応急仮設住宅・応急借上げ住宅の入居申請受付開始
平成 23 年 4 月 22 日	福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内が警戒区域に設定 福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートルから 30 キロメートル圏内の屋内退避指示が解除され、新たに計画的避難区域と緊急時避難準備区域に設定
平成 23 年 5 月 23 日	浪江町役場二本松事務所を福島県男女共生センター内に移設
平成 23 年 6 月 24 日	東日本大震災復興基本法施行
平成 23 年 8 月 11 日	東日本大震災からの復興の基本方針を東日本大震災復興対策本部が決定
平成 23 年 8 月 12 日	東日本大震災における原子力発電所事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（以下「原発避難者特例法」という。）施行
平成 23 年 8 月 25 日	二本松市の仮校舎で浪江小学校・中学校合同開校式
平成 23 年 8 月 30 日	平成二三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）公布
平成 23 年 8 月 31 日	町管理の一次避難所を閉鎖
平成 23 年 9 月 30 日	緊急時避難指示準備区域が解除
平成 23 年 10 月 16 日	浪江町東日本大震災合同慰霊祭を開催
平成 23 年 11 月 11 日	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針が閣議決定
平成 23 年 12 月 1 日	二次避難所を閉鎖
平成 23 年 12 月 7 日	東日本大震災復興特別区域法制定
平成 23 年 12 月 9 日	復興庁設置法成立
平成 24 年 2 月 10 日	復興庁設置
平成 24 年 3 月 11 日	浪江町東日本大震災追悼式を開催
平成 24 年 3 月 30 日	福島復興再生特別措置法成立
平成 24 年 4 月 19 日	浪江町復興ビジョン制定
平成 24 年 7 月 13 日	福島復興再生基本方針が閣議決定
平成 24 年 10 月 1 日	浪江町役場二本松事務所を二本松市平石高田第二工業団地内に移設
平成 24 年 10 月 12 日	浪江町復興計画【第一次】策定
平成 24 年 11 月 21 日	特別地域内除染実施計画（浪江町）が公表

274

275

276 (2) 復興計画【第一次】(平成25年度～平成28年度)

277 平成24年4月に「浪江町復興ビジョン」を、同年10月に復興計画【第一次】を策定しまし
278 た。平成26年3月には、町内のまちづくりの方向性を具現化するものとして、「浪江町復興ま
279 ちづくり計画」を策定しました。

280 平成25年4月1日には、避難指示区域が「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰還
281 困難区域」の3区域に再編され、帰還困難区域を除いて日中の立入が可能になりました。

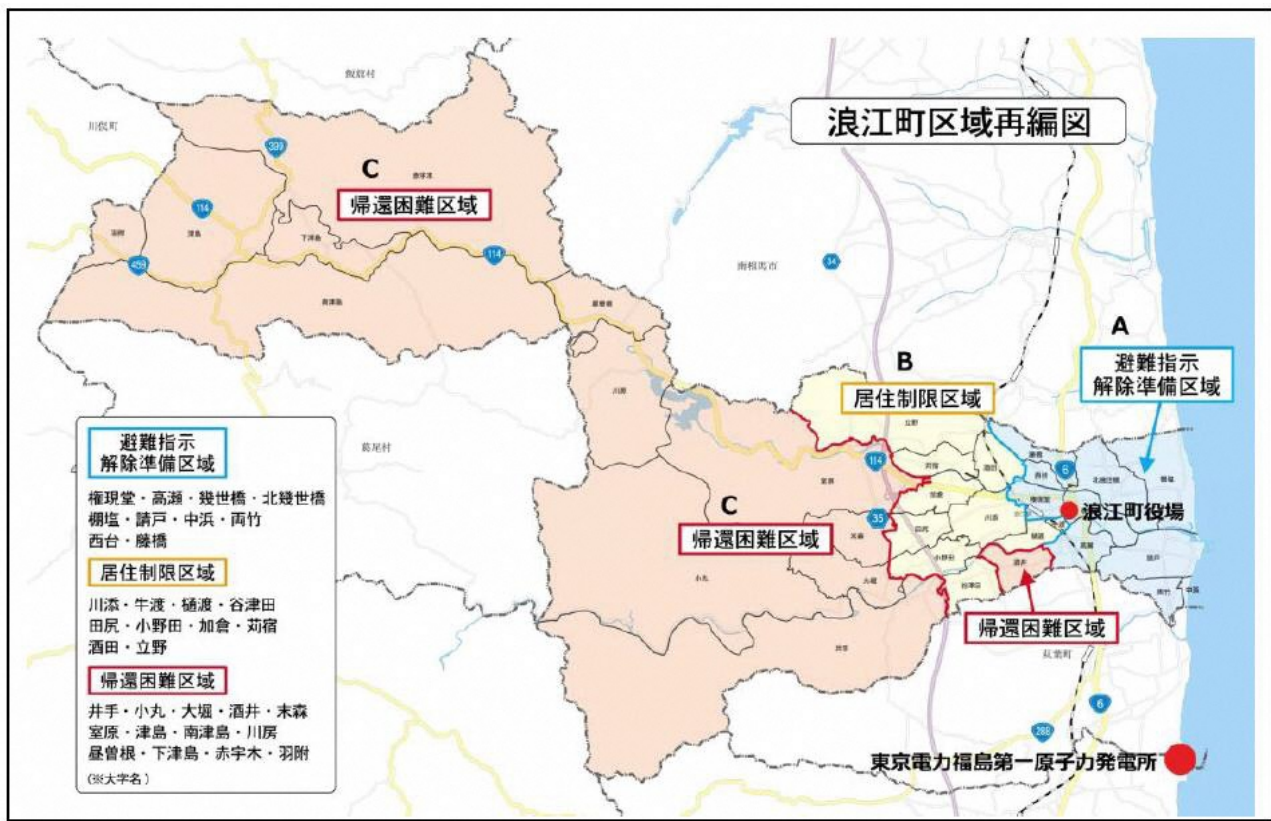
282 この避難指示の見直しにより、本格的な除染の開始やインフラ復旧工事の着手等、社会基盤
283 の復旧が開始されました。平成30年3月までに除染が完了し、町民が帰還するための生活イ
284 ンフラの復旧が完了しました。

285 また、町内での民間事業者の事業再開や、農産物の出荷販売が始まるなど、町内での経済活
286 動が始まりました。

287 町外では、平成26年4月1日より、福島県営復興公営住宅の募集が開始され、応急仮設住
288 宅や借上げ住宅などからの入居が開始されました。

289 町内では、平成28年9月から特例宿泊が開始され、同年11月からは準備宿泊が行われるな
290 ど、帰還に向けた取組が進められました。

291 ■ 浪江町区域再編図



293

294

295

《主な出来事》

日時	内容
平成 25 年 4 月 1 日	警戒区域及び計画的避難区域が避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に再編 役場機能の一部を本庁舎へ移転
平成 25 年 7 月 1 日	町内で初めての事業再開
平成 25 年 11 月	町内における本格除染の開始
平成 26 年 3 月 24 日	浪江町復興まちづくり計画を策定
平成 26 年 4 月 1 日	福島県営復興公営住宅の募集が開始 双葉警察署浪江分庁舎及び浪江消防署臨時庁舎が開所
平成 26 年 4 月 7 日	二本松市の仮校舎で津島小学校再開式
平成 26 年 6 月 23 日	福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書が取りまとまる
平成 26 年 8 月 6 日	震災後初の町内産農産物（トルコギキョウ）の市場出荷が開始
平成 26 年 8 月 27 日	震災後初のコンビニエンスストアがオープン
平成 26 年 12 月 6 日	常磐自動車道浪江 IC～南相馬 IC 間が開通
平成 27 年 3 月 1 日	常磐自動車道浪江 IC～常磐富岡 IC の開通により常磐自動車道が全線開通
平成 27 年 3 月 20 日	町営大平山霊園完成
平成 27 年 11 月 27 日	町内産の米を震災後初めて販売
平成 28 年 3 月 11 日	「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定
平成 28 年 3 月	沿岸部の津波がれきの撤去が完了 浪江町地域スポーツセンターが完成
平成 28 年 4 月 27 日	県が復興祈念公園の候補地を「双葉・浪江両町にまたがるエリア」とすることを決定
平成 28 年 9 月 1 日～26 日	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で特例宿泊を実施
平成 28 年 10 月 27 日	仮設商業共同店舗施設「まち・なみ・まるしえ」をオープン
平成 28 年 11 月	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で準備宿泊を開始 町営住宅の入居者募集を開始
平成 28 年 12 月 20 日	原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針が閣議決定
平成 29 年 3 月 14 日	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の野菜の出荷制限等が解除
平成 29 年 3 月 27 日	浪江診療所を開所
平成 29 年 3 月	浪江町復興計画【第二次】策定 避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染が完了
平成 29 年 3 月 31 日	避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示が解除

296

297

298 (3) 復興計画【第二次】(平成 29 年度～令和 2 年度)

299 平成 29 年 3 月に、復興計画【第二次】と中心市街地の再生の方向性を示す「浪江町中心市
300 街地再生計画」を策定しました。

301 同年 3 月 31 日に、町内の帰還困難区域を除く避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避
302 難指示が解除され、町内で居住が可能になり、町民の帰還や新たな町民の転入が徐々に始まり
303 ました。

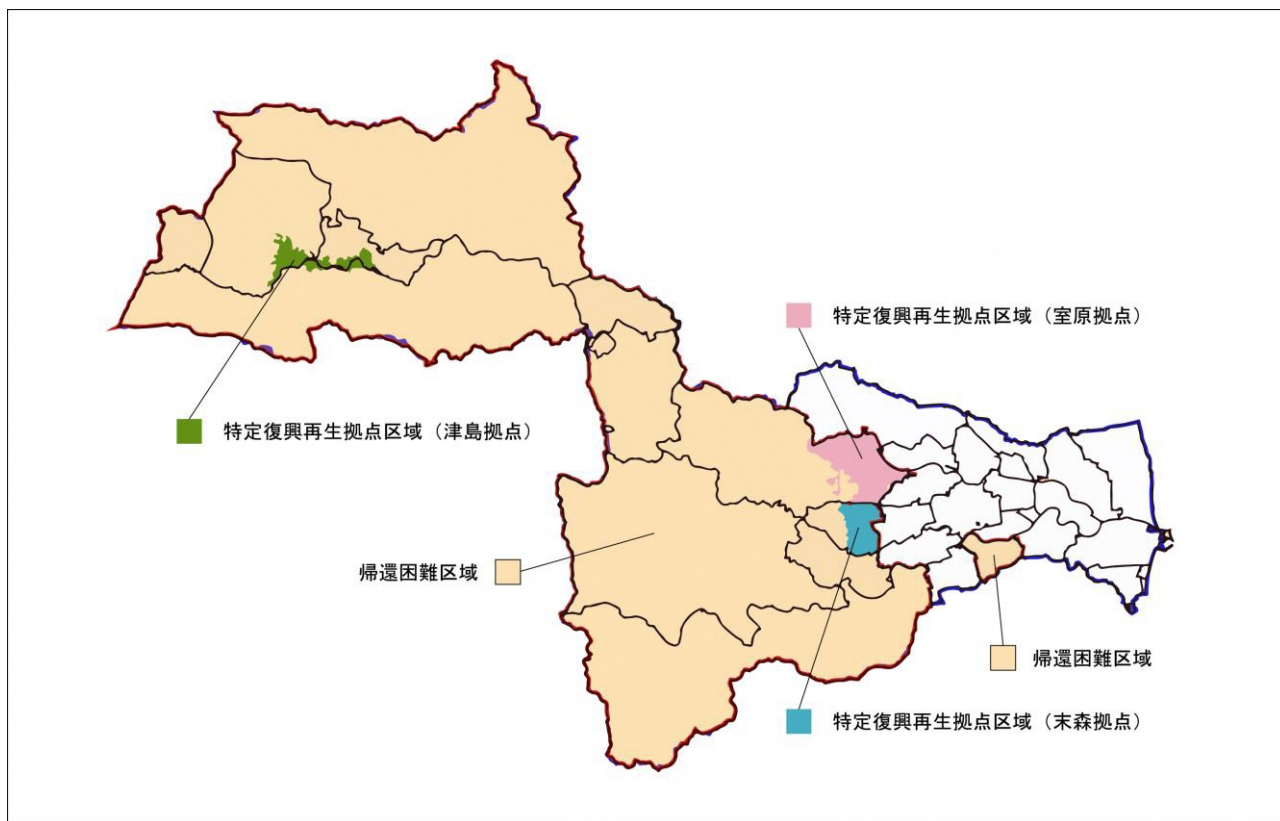
304 避難指示の一部解除後は、浪江にじいろこども園の開園、なみえ創成小学校・なみえ創成中
305 学校の開校、災害公営住宅や再生賃貸住宅の整備など、町内の住環境の再生が進められました。

306 また、産業団地への企業の進出や、請戸漁港での競りの再開など、町内での雇用の創出や地
307 場産業の再生が始まっています。

308 令和 2 年 3 月には、福島水素エネルギー研究フィールド(以下「FH2R」という。)や福島
309 ロボットテストフィールド浪江滑走路(以下「福島RTF浪江滑走路」という。)が開所し、単
310 なる復旧に留まらない新たな取組が始まっています。

311 帰還困難区域についても、平成 29 年 12 月に浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画が国
312 から認定され、室原地区、末森地区、津島地区の拠点について、令和 4 年度の避難指示解除を
313 目標とした除染やインフラ復旧等の事業が始まりました。

314 ■ 浪江町特定復興再生拠点区域図



323

《主な出来事》

日時	内容
平成29年4月1日	JR常磐線浪江駅～小高駅間が運転再開
平成29年4月	役場機能の大部分が本庁舎に戻る
平成29年5月20日	震災後初の飲食店がオープン
平成29年6月30日	災害公営住宅「幾世橋住宅団地」第1期（22戸）が入居開始
平成29年7月14日	国と県が復興祈念公園基本構想を策定
平成29年8月29日	再生賃貸住宅「幾世橋集合住宅」（80戸）が入居開始
平成29年11月25日、26日	震災後初の町内での「十日市」が開催
平成29年12月22日	国が浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画（室原拠点、末森拠点、津島拠点）を認定
平成30年1月2日	震災後初の請戸港での「出初め式」が開催
平成30年3月3日	震災後初の町内での「浪江町芸能祭」を開催
平成30年3月20日	災害公営住宅「幾世橋住宅団地」第2期（63戸）が入居開始
平成30年3月26日	震災後初の新規立地企業が藤橋産業団地で開所
平成30年4月5日	浪江にじいろこども園を開園
平成30年4月6日	なみえ創成小学校・なみえ創成中学校を開校
平成30年6月3日	震災後初の「日山（天王山）」の山開きを開催
平成30年6月20日	福島いこいの村なみえが再開
平成30年7月28日、29日	震災後初の町内での「相馬野馬追」が開催
平成31年3月22日	浪江中学校針道校舎（二本松市）閉校式
平成31年4月8日	町内の小中学校7校の合同休校式 （幾世橋小・請戸小・大堀小・荊野小・浪江中・浪江東中・津島中）
令和元年7月14日	震災後初のスーパーマーケットがオープン
令和元年12月20日	「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定
令和2年2月22日	請戸地区水産加工団地で震災後初の水産加工施設が完成
令和2年2月25日	福島県海域における水産物の出荷制限指示が全て解除
令和2年3月5日	ゼロカーボンシティを宣言
令和2年3月7日	福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）が開所
令和2年3月14日	JR常磐線浪江駅～富岡駅間が運転再開しJR常磐線が全線開通
令和2年3月23日	浪江小学校（二本松市）休校式
令和2年3月24日	福島ロボットテストフィールド浪江滑走路が開所
令和2年3月31日	応急仮設住宅の供与が終了
令和2年4月8日	請戸漁港で競りが再開
令和2年10月1日	災害公営住宅「請戸住宅団地」（26戸）が入居開始
令和3年〇月	道の駅なみえがグランドオープン

324

325

326

327

328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339

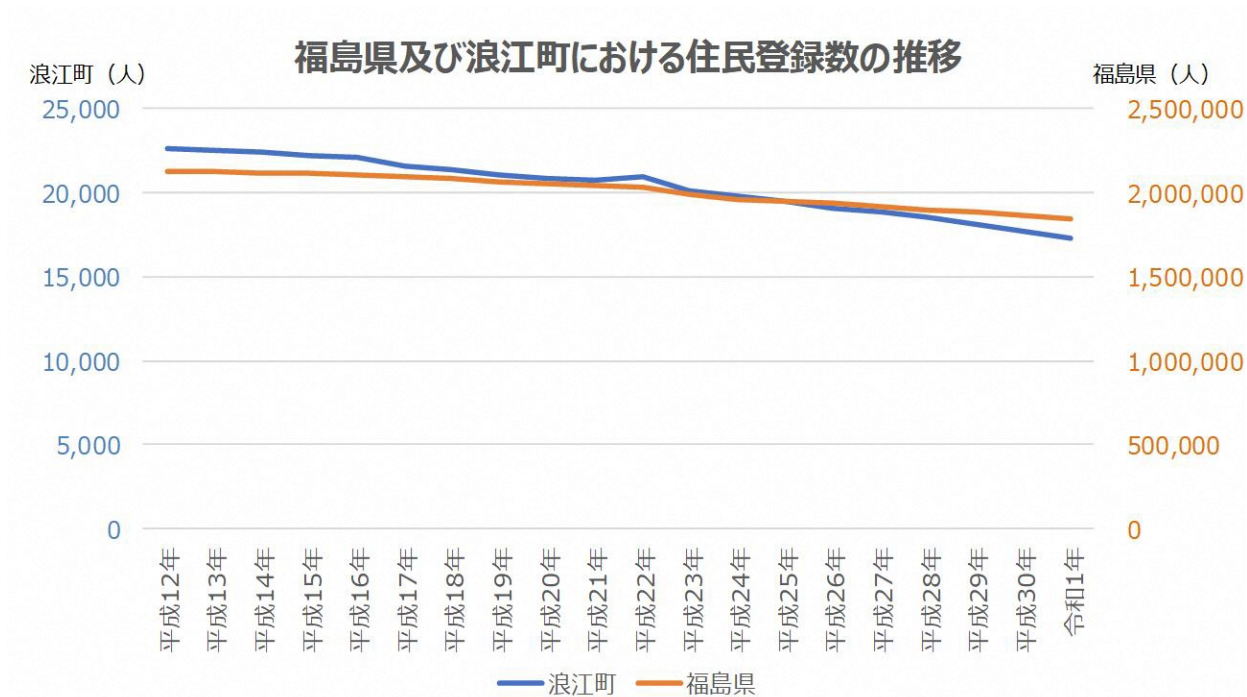
③ 町の将来を見据えた現状と課題

(1) 将来人口の目標

平成 28 年 3 月に町が策定した「まち・ひと・しごと創生 浪江町人口ビジョン」では、2035 年（令和 17 年）に約 8,000 人程度の目標人口を掲げています。

(2) 人口の推移

町の人口は震災前から減少の傾向にあります。震災前の人口は、平成 23 年 3 月 11 日時点で、21,542 人となっており、令和 2 年 3 月末時点での人口は 16,978 人と 4,564 人（21.2%）減少しています。



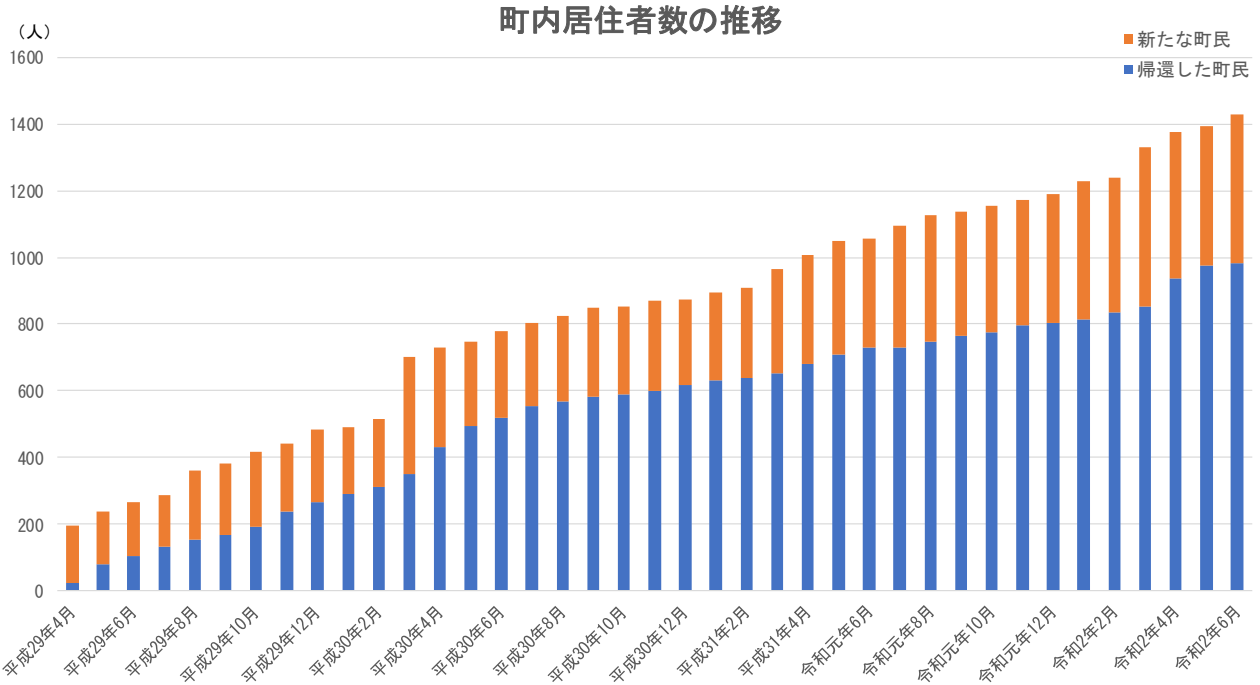
340
341
342

※福島県については、現住人口調査を反映

浪江町については、平成 22 年以前は現住人口調査、それ以降は住民基本台帳登録者数を反映

343 (3) 町内居住者の推移

344 令和2年3月末時点の人口は、1,332人となっており、毎月町内居住者の数は増加の傾向に
 345 あります。

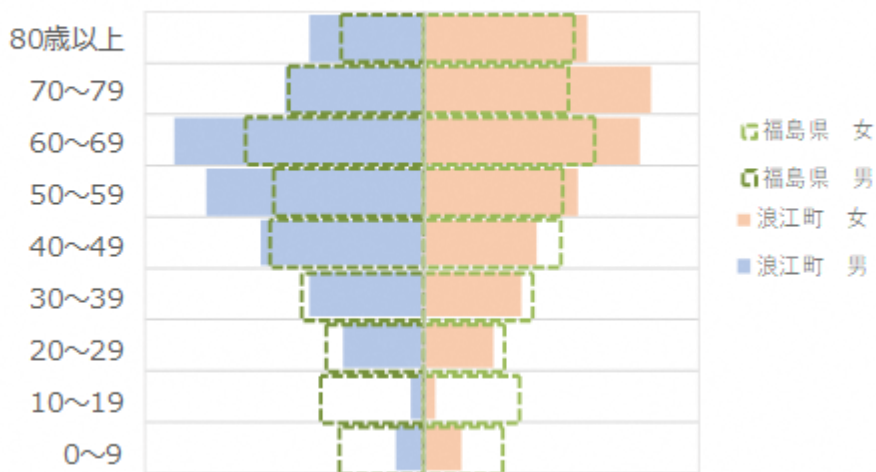


361 資料：浪江町居住人口集計表及び避難者台帳・避難状況集計表

364 (4) 年齢構造

365 町内の居住人口は、男性では60歳～69歳、女性では70歳～79歳の人口が多くなっている
 366 一方で、男女共に10歳～19歳の人口が少ない少子高齢化の構造となっています。

367 浪江町の居住人口と福島県の現住人口の構造の比較（令和元年）



資料：浪江町居住人口集計表及び福島県現住人口調査

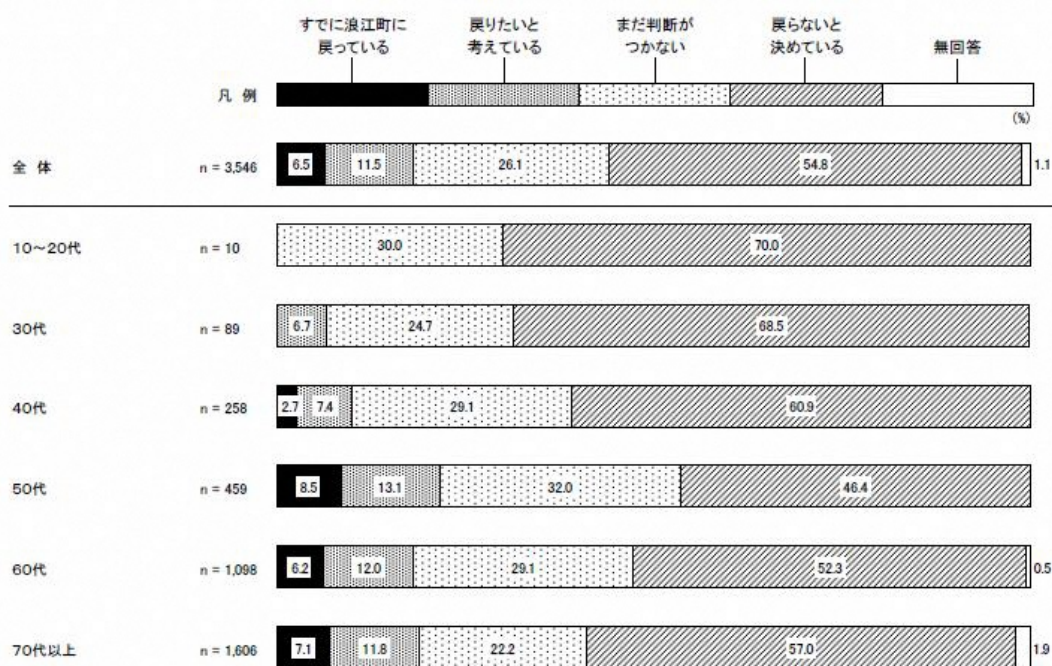
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389

(5) 住民意向調査の結果

令和元年度時点での町への帰還意向については、「戻らないと決めている」が54.8%と最も高く、次いで「まだ判断がつかない」が26.1%、「戻りたいと考えている」が11.5%、「すでに浪江町に戻っている」が6.5%となっています。

回答者の年齢別にみると、「すでに浪江町に戻っている」は高い年齢での割合が高く、50代で8.5%、60代で6.2%、70代以上で7.1%となっています。「戻りたいと考えている」についても同様に高い年齢での割合が高く、50代で13.1%、60代で12.0%、70代以上で11.8%となっています。一方、「戻らないと決めている」は30代以下の若い年齢で約7割となっています。

浪江町への帰還意向（浪江町住民意向調査令和元年報告書）



396

397

398

399

400

401

402

403

404

405

406

407

408

第2編

基本構想

409

410

411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439

第1章

復興の理念

1 理念

復興の理念

夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち
～なかよく みんな えがお の花咲くまち なみえ～

込められた思い

○ 夢と希望があふれるまち

町民が町の将来に夢と希望を持ち、精神的な充実、豊かさを感じることができるまちを目指します。

○ 住んでいたいまち

復旧・復興がさらに進んでいくことで、現在住んでいる町民が満足するまち、これから帰還する町民にも満足してもらえるまち、今は帰りたくても帰れない町民にとっても、復興したまちの姿を見て安心してもらえるまちを目指します。

○ 住んでみたいまち

新しい取組へのチャレンジ、交流人口・関係人口の拡大など、町の魅力を高め、広めることで、新たな町民が増えるまちを目指します。

副題は、平成17年策定の第四次浪江町長期総合計画の「なかよく みんな えがおで」の精神を引き継ぎ、様々な人が浪江でつながり、みんなの顔に笑顔の花が咲くまちの姿を表現しています。

440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482

2 理念の柱



みんなの想いを一つに、復興を実現するまち

先人から受け継いできた“ふるさと”なみえを再生します。そして、東日本大震災から得た教訓をまちづくりに活かし、感謝の想いで世界に誇れるまちの創建を進めます。

紅房桜： 町では「紅房桜維持管理基金条例」を制定して管理を行っています。現在植樹されている請戸川のほか、今後いこいの村の遊歩道等で植樹を進めていく計画であり、町を代表する名勝となることが期待されています。

花言葉： 想いを託します



ひとの縁を大切に、関わる人が増え、調和するまち

帰還している町民、すぐに帰還できない町民、新たに転入した町民、若者から高齢者、全ての町民に優しいまちづくりを、みんなで力を合わせて進めます。

コスモス： 町の「花」に定めており、荒れ地にも生き、優しい姿で、町民が優しく生きることを願うとともに、秩序と調和のある町を象徴しています。震災後は、農地の保全管理の一環として、農地に秋桜が咲き誇り、復興を象徴する風景となっています。

花言葉： 調和



先進的な取組で、夢と希望の未来を創るまち

震災によって町は多くの課題解決を迫られています。町は新たな技術による課題解決の舞台となり、日本が直面する社会の課題解決のモデルとなる先進的な取組に挑戦します。

トルコギキョウ： 町内の農産物で震災後初めて東京の市場に出荷された花として、町の復興を象徴する存在となっています。栽培農家の方々の努力により、市場で高い品質が評価されています。町では「浪江町フラワープロジェクト」を立ち上げ、花の一大産地化を目指しています。

花言葉： 希望

483
484
485
486

第2章

復興の基本方針

I 夢と希望のある産業と仕事づくり

487
488
489
490

先人から受け継いできた農山漁村の風景を再生するとともに、生産者が自信と誇りをもって働ける環境づくりにより、農林水産業が盛んなまちを目指します。

福島イノベーション・コースト構想と連携しながら、新たな産業と雇用の創出を図るとともに、商工業の振興や観光交流の推進を図り、活気とにぎわいのあるまちを目指します。

491

II 未来を担う人づくり

492
493
494
495
496
497

出産・子育て支援の充実や、豊かな学びの環境づくりにより、子どもたちの明るい笑顔のあふれるまちを目指します。

芸術や文化に触れあえる機会の創出や、スポーツに親しめる環境づくりにより、生きがいを持って暮らせるまちを目指します。

被災の記憶と教訓を次の世代や世界に向けて発信し、復興を通じた交流が盛んなまちを目指します。

498

III 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

499
500
501
502
503
504
505
506
507
508

帰還困難区域全域の避難指示解除に向けて、全ての町民が生活できる環境の再生を目指します。

上下水道や道路などのインフラ整備を推進するとともに、あわせてまちの顔である駅前を中心市街地整備を推進し、快適で利便性の高いまちを目指します。

震災から得た教訓を生かした防災体制の強化や、警察署や消防署等の関係機関との連携を推進し、安全に暮らせるまちを目指します。

再生可能エネルギーや水素などの新エネルギーの導入や、効率よくエネルギーや資源を活用する取組を推進することにより、原子力に依存せず二酸化炭素の排出ゼロの環境にやさしいまちを目指します。

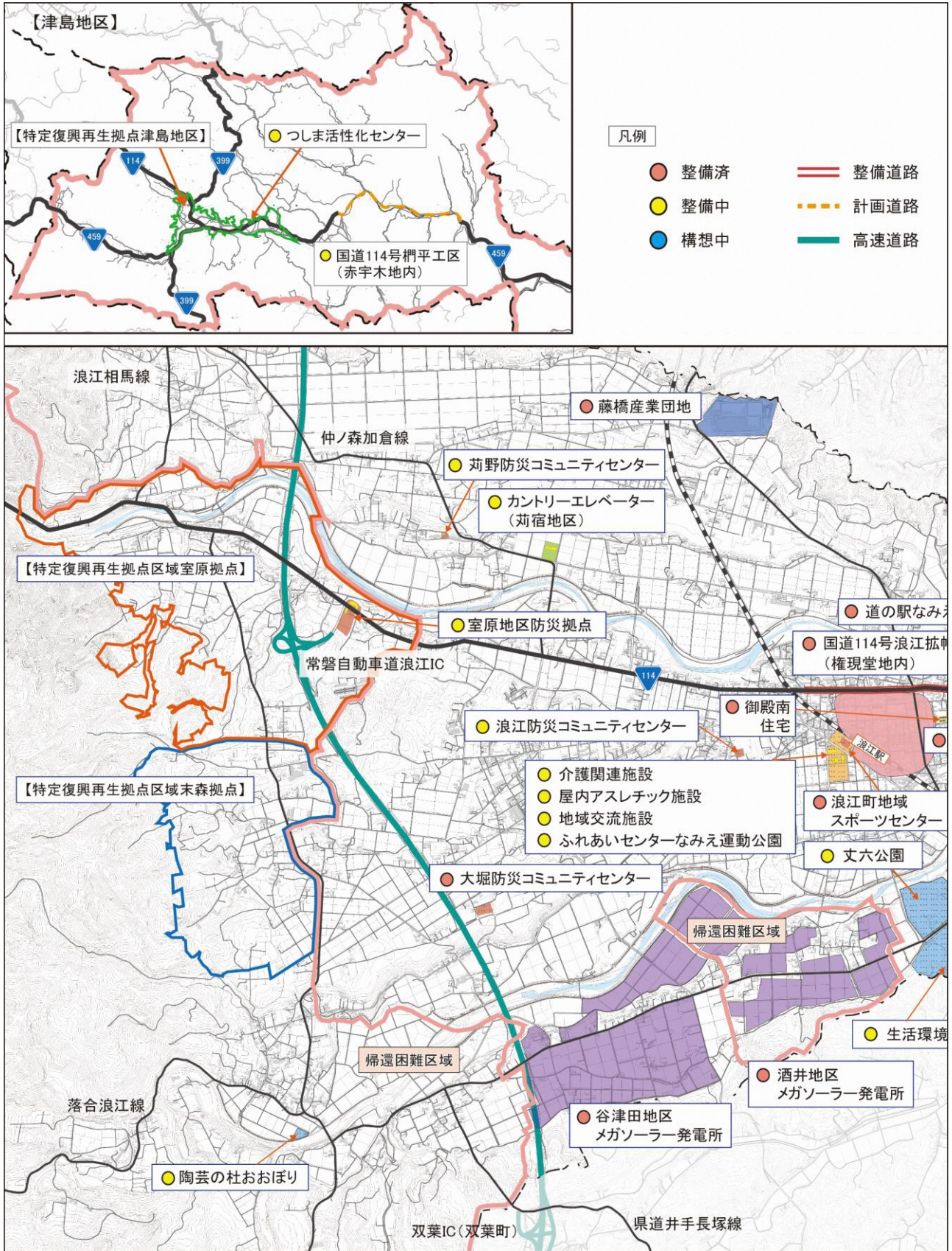
IV 健康と福祉のまちづくり

- 509 総合的な保健サービスの提供や、地域医療体制の充実に努めることにより、心身ともに健康
510 で元気なまちを目指します。
- 511 介護・福祉サービスの充実に努めることにより、高齢者や障がいのある人を含め、全ての町
512 民がふれあい、支えあい、地域社会の中で安心して活動できる、思いやりのあふれるまちを目
513 指します。
- 514 放射線による健康上の不安解消に努めることにより、安心して暮らせるまちを目指します。
- 515

V 絆の維持と持続可能なまちづくり

- 516 生活再建の支援の継続や、まちとの絆づくり、復興の様子等の情報発信に努めることにより、
517 町民との絆を大切にするまちを目指します。
- 518 本町への興味関心からはじまり、交流や体験を通して、移住・定住へつづく取組を推進して
519 いくことにより、町内の居住人口が増加していくまち、住んでみたいまちを目指します。
- 520 行政区等コミュニティ団体の活動の活性化を図り、行政と町民が協働でまちづくりを推進し
521 ていくことにより、町民が主役となるまちを目指します。
- 522 効率的な行政運営と財源の確保に取り組むことにより、本計画を着実に前進させ、将来にわ
523 たり持続可能なまちを目指します。
- 524
- 525

第2編 基本構想



526
527
528

浪江町 まちづくりイメージ図

- | | | | |
|------|------------------|-------------|----------|
| — 国道 | — 帰還困難区域 | ■ 雇用創出エリア | ■ 公営住宅 |
| — 県道 | — 特定復興再生拠点区域室原拠点 | ■ 観光・交流関連施設 | ■ 防災関連施設 |
| — 鉄道 | — 特定復興再生拠点区域末森拠点 | ■ 海岸防災林 | ■ 震災関連施設 |
| | — 特定復興再生拠点区域津島拠点 | ■ 農林水産業関連施設 | ■ メガソーラー |
| | | ■ 教育・福祉関連施設 | ■ 駅周辺エリア |



529
530
531

532

533

534

535

536

537

538

539

540

541

542

543

544

第3編

基本計画

545

546

547

＜復興に向けた施策体系＞

基本方針	施策	取組
I 夢と希望のある 産業と仕事づくり	施策1 農林水産業の再興	(1) 農業の再開 (2) 林業の再開・漁業の再開 (3) 魅力ある地場産品づくりと販売力強化 (4) 鳥獣被害対策
	施策2 新たな産業と雇用の創出	(1) 商工業の振興 (2) 企業誘致の推進 (3) 就労支援 (4) 観光・交流の推進
II 未来を担う 人づくり	施策1 子育て環境・学校教育の充実	(1) 子育て環境の充実 (2) 学校教育の充実
	施策2 生涯学習環境の充実	(1) 生涯学習環境の充実 (2) 文化財保護・伝統芸能の継承
	施策3 震災の記憶の伝承	(1) 震災の記憶の伝承
III 帰還困難区域の再生と 住みよい環境づくり	施策1 帰還困難区域の再生	(1) 帰還困難区域の再生
	施策2 社会基盤の維持・整備	(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備 (2) 上下水道の整備 (3) 交通網の充実
	施策3 防災・安全の強化	(1) 防災・安全の強化 (2) 防犯・防火・交通安全の強化
	施策4 ゼロカーボンシティの推進	(1) ゼロカーボンシティの推進
IV 健康と福祉の まちづくり	施策1 健康づくりの推進・医療の充実	(1) 健康づくりの推進・医療の充実
	施策2 介護・福祉の充実	(1) 介護・福祉の充実
	施策3 放射線による健康不安への対策	(1) 放射線による健康不安への対策 (2) 除染の推進と安全対策
V 絆の維持と持続可能な まちづくり	施策1 被災者生活支援・絆の維持	(1) 被災者生活支援の推進 (2) 町との絆の維持の推進 (3) 損害賠償対策の推進
	施策2 移住・定住の推進	(1) 移住・定住の推進
	施策3 地域コミュニティ活動の推進	(1) 地域コミュニティ活動の推進
	施策4 復興を推進させる行財政運営	(1) 復興を推進させる行財政運営

548

I. 夢と希望のある産業と仕事づくり

施策1 農林水産業の再興

- (1) 農業の再開
町内全域の農地を再生し、農業の再開を推進します。
- (2) 林業の再開・漁業の再開
町の豊かな海、山、川を再生させ漁業・林業の再開を推進します。
- (3) 魅力ある地場産品づくりと販売力強化
地場産品の魅力の発信と販売力の強化に取り組みます。
- (4) 鳥獣被害対策
イノシシ等からの鳥獣被害の対策に取り組みます。

施策2 新たな産業と雇用の創出

- (1) 商工業の振興
町内での事業再開・創業を支援し、町の商工業の振興に取り組みます。
- (2) 企業誘致の推進
新たな産業の誘致を推進します。
- (3) 就労支援
町内事業所の従業員の確保や、町内就労希望者への支援に取り組みます。
- (4) 観光・交流の推進
町の賑わいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様子等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します。

施策1 農林水産業の再興

558

559

(1) 農業の再開

560

◆町内全域の農地を再生し、農業の再開を推進します◆

561

562

現状と課題

563

564

565

566

567

568

569

570

571

572

573

574

575

576

577

578

579

- ◆ 除染が完了した地域から、農事復興組合による農地の保全管理に取り組んでいます。平成26年度から花き[※]、平成27年度から水稻や野菜の出荷販売が始まり、年々作付面積は増加の傾向にあります。
- ◆ しかし、一部の農地ではため池の放射性物質対策や農業用水路等の復旧が完了しておらず、営農再開が困難な状況となっており、引き続き対策や復旧を進めていく必要があります。
- ◆ 農業用水が利用可能になった農地においても、作付が再開された農地面積は52ha（令和元年度末時点）に過ぎないため、営農再開を一層加速させていく必要があります。
- ◆ また、長期の避難により、震災前に使用していた農業用の機械や施設の多くが使用できない状況となっているため、機械導入や施設整備への支援が必要となっています。
- ◆ 担い手不足対策として、新規就農者確保のため町独自の収入補填や家賃補助に取り組んでいます。さらに、限られた担い手で効率的に農地を管理していくためには、担い手への農地の集積や、ほ場[※]整備等による大区画化により農業の生産基盤強化を進めていく必要があります。
- ◆ 震災前に盛んであった畜産業については、再生に向けた検討を進めていく必要があります。

580

※花き

581

切り花や枝物などの観賞用に供される植物のこと。

582

※ほ場

583

田んぼや畑などの農地のこと。

584

585

586

587

588

589



新規就農者・新規参入農業法人向けパンフレット

590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634

目指す姿と取組

- ◆ ため池の放射性物質対策や農業用水路等の復旧を推進し、避難指示解除区域全域で営農再開できる環境を再生します。
- ◆ カントリーエレベーター[※]や育苗センター等の共同利用施設整備やほ場整備等の生産基盤強化により、効率的な農業に取り組める環境整備を推進します。
- ◆ 公益財団法人福島相双復興推進機構（以下「福島相双復興官民合同チーム」という。）や公益社団法人農地中間管理機構と連携し、農地等を貸したい農家から担い手へ農地集積を推進するとともに、機械導入や施設整備への支援に取り組み、意欲ある担い手の育成を図ります。
- ◆ 担い手不足対策としては、地域おこし協力隊の活用などによる新規就農の推進、農業の法人化、農業法人の誘致等に取り組みます。また、福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）や浜地域農業再生研究センター[※]等の研究機関と連携し、スマート農業[※]等の新しい技術の活用により、農作業の省力化や、農作物の品質向上を図り、農業者が将来に夢と希望をもって従事できる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 畜産業については、畜産業再生の拠点として復興牧場の整備に取り組みます。

※カントリーエレベーター

刈り取った米を乾燥させて貯蔵する施設のこと。

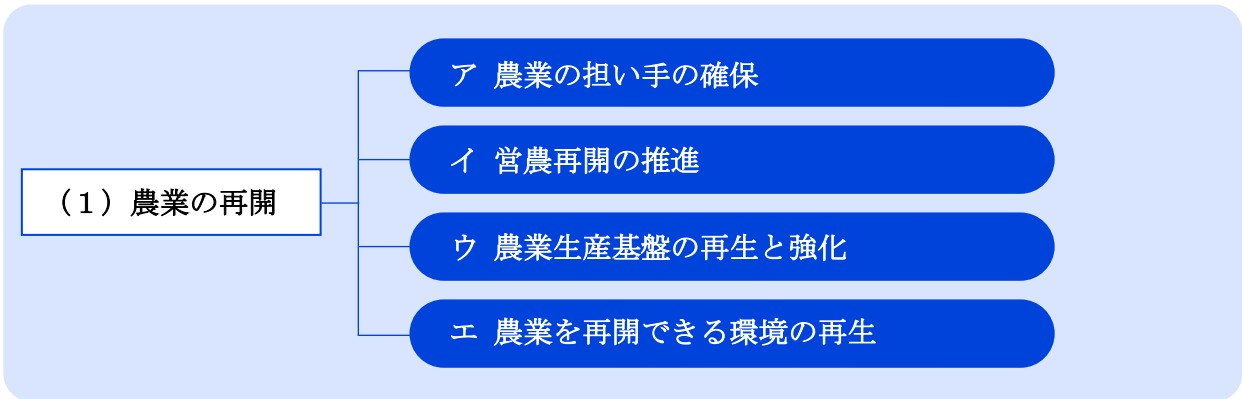
※浜地域農業再生研究センター

原子力災害で大きな被害を受けた避難地域等の営農再開・農業再生を図ることを目的とした県の研究拠点のこと。

※スマート農業

ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産を可能にする新たな農業のこと。

施策の展開



関連する
主な個別計画

- 浪江町農業再生プログラム
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

635

(2) 林業の再開・漁業の再開

◆町の豊かな海、山、川を再生させ、漁業・林業の再開を推進します◆

現状と課題

- ◆ 水源のかん養[※]や国土の保全、地球温暖化の防止など、森林の持つ多面的機能の増進を図るため、森林施業[※]の重要性が高まっています。特に、生活圏と接している里山については、継続的な森林整備を実施する必要があるほか、空間放射線量が高いことが課題となっています。
- ◆ そのため、避難指示解除区域では、県の「ふくしま森林再生事業」を活用し、長期間管理不能であった森林の整備と放射性物質対策を一体的に行い、森林の多面的機能の維持増進を図る取組を実施しています。平成29年度からは、国の「里山再生モデル事業」を活用し、山林の空間線量の測定や除染、森林環境整備等の各種事業を進めています。
- ◆ また、県内の林業・木材産業の再生と新たな雇用創出を目的として棚塩産業団地に「福島高度集成材製造センター（以下「FLAM」という。）」を整備しました。
- ◆ 津波で被災した沿岸部においては、潮害・飛砂・風害の災害防止のため、県と連携して海岸防災林を整備しています。
- ◆ 水産業については、漁業関係者の意見を反映して令和元年度に請戸漁港の水産共同利用施設と水産加工団地の一部が完成し、令和2年度に市場での競りが再開されるとともに、水産加工団地で加工事業が再開しています。
- ◆ 全ての魚種で出荷制限が解除され、非破壊全量検査システム[※]の導入による安全で安心な漁業を再開しましたが、試験操業での再開となっているため、風評被害による魚価の低迷が続いています。
- ◆ 内水面漁業[※]については、泉田川漁業協同組合がさけふ化事業の再建に向けた事業計画の策定を進めているほか、室原川・高瀬川漁業協同組合でも遊漁[※]再開に向けてヤマメ・アユ等の放流と河川の魚類のモニタリング調査を行っています。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）[※]等が、福島長期環境動態研究を請戸川（高瀬川を含む）で実施しており、時間経過とともに河川敷空間線量率は低下の傾向にあります。

※水源のかん養

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

※森林施業

森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

※非破壊全量検査システム

食品の放射性セシウム濃度を現物のままの状態で測定できる検査機器のこと。

※内水面漁業

河川・池・沼の淡水における漁業のこと。

※遊漁

レジャーを目的に海・川で魚や貝などを取ること。

※国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

日本唯一の総合的な原子力研究開発機関。原発事故の最終的な収束に向けた中・長期的な技術的課題解決のための取組を行っている。

682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709

目指す姿と取組

- ◆ 町全体の面積の約7割を森林が占めています。この森林の環境回復には効果的な手法が確立されていないという課題があります。
- ◆ 国、県、町が一体となり、これまで実施してきた国の「里山再生モデル事業」の後継事業である「里山再生事業」や県の「ふくしま森林再生事業」を継続し、森林・林業・木材産業の再生に向けた実証・取組を推進します。
- ◆ 請戸漁港に市場など必要な施設の復旧が完了したので、今後は安全で高品質な「常磐もの」ブランドを全国に情報発信する広報活動を進めます。
- ◆ 内水面漁業については、泉田川漁業協同組合、室原川・高瀬川漁業協同組合等関係機関と連携し、放射性物質に関するモニタリング調査の継続、やな場・ふ化場の整備など、さけ漁・遊漁の再建を支援します。

施策の展開

(2) 林業の再開・漁業の再開

ア 林業の再開

イ 漁業の再開

関連する
主な個別計画

- 浪江町森林整備計画

710

711 (3) 魅力ある地場産品づくりと販売力強化

712 ◆地場産品の魅力の発信と販売力の強化に取り組みます◆

713 現状と課題

- 714
- 715
- 716 ◆ 農産物については、米、エゴマ、玉ねぎなどの作付面積が年々増えるなど着実に復興し、
 - 717 トルコギキョウなどの生花やコニファーなどの枝物についても栽培農家が増え、新たな特産
 - 718 品として定着しています。また、風評被害対策も含め、大学生等による農業体験や販売、農
 - 719 業振興のためのワークショップを実施しました。
 - 720 ◆ 水産物については、請戸漁港の再開や水産加工団地の整備により、活魚・鮮魚の販売や小
 - 721 女子などの加工品が復活しました。
 - 722 ◆ 特産品については、「道の駅なみえ」に国指定伝統的工芸品である「大堀相馬焼」や地酒の
 - 723 生産拠点を整備するとともに、全国各地で実施されるイベント・商談会に参加し、魅力の発
 - 724 信に取り組んでいます。
 - 725 ◆ しかし、原発事故被災地の地場産品については風評被害の懸念があることから、安全性や
 - 726 品質の良さをPRするなど風評に負けない積極的な情報発信が必要です。
- 727
- 728
- 729
- 730
- 731



道の駅なみえの直売コーナー



大堀相馬焼（国指定伝統的工芸品）

732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756

目指す姿と取組

- ◆ 農産物、水産物、地酒、国指定伝統的工芸品（大堀相馬焼）などの既存地場製品の他、新たな特産品として定着してきた花きやエゴマ商品などの安全性や品質の良さを様々な機会を捉え、積極的に情報発信するとともに、農業体験ツアーや道の駅での陶芸体験・酒蔵見学など地場産品に触れる機会を創出することにより風評被害払拭を図ります。
- ◆ また、地場産品を率先して町内で活用する取組を推進するとともに、大学等関係機関と連携して、特産品の開発支援や農林水産物の六次化（生産・加工・販売の一元化）支援などを積極的に行います。

施策の展開

（3）魅力ある地場産品づくりと販売力強化

ア 町内産農林水産物の安全性の情報発信

イ 地場産品の付加価値向上と販路の拡大

757 (4) 鳥獣被害対策

758 ◆イノシシ等からの鳥獣被害の対策に取り組みます◆

760 現状と課題

- 762 ◆ 町内全域でイノシシ、ニホンザル、カワウ等による鳥獣被害が発生しており、町民の帰還
763 や営農再開、漁業再開の阻害要因となっています。
- 764 ◆ 浪江町有害鳥獣捕獲隊による個体数調整や河川の竹林伐採等の生息環境管理を行い、人の
765 生活圏と野生鳥獣の生活圏との住み分けによる被害抑制に取り組んでいます。
- 766 ◆ また、住宅・農地への鳥獣被害防止柵の設置等を支援し、鳥獣被害対策に取り組んでいま
767 す。
- 768 ◆ 避難地域等における安全・安心な住環境整備に向けて、平成28年度に避難12市町村鳥獣
769 被害対策会議が発足し、国、県、避難12市町村による広域連携の対策が進められています。



ワイヤーメッシュ柵の設置



浪江町有害鳥獣捕獲隊の活動

776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802

目指す姿と取組

- ◆ 浪江町有害鳥獣捕獲隊による個体数調整、さらに河川の竹林や鳥獣の餌となる管理されない果樹の伐採を行い、人の生活圏でのイノシシ等鳥獣の出没を減らす取組を継続して推進します。
- ◆ また、住宅・農地の鳥獣被害防止柵の設置等を支援し、住宅被害や農業被害の防止に取り組めます。
- ◆ 効率的な鳥獣被害対策の推進のため、避難 12 市町村鳥獣被害対策会議と連携し、情報の共有、モデル実証事業の推進などに取り組めます。

施策の展開

(4) 鳥獣被害対策

ア 農業被害防止対策の推進

イ 住宅被害防止対策の推進

ウ 生息環境管理の実施

関連する 主な個別計画

- 浪江町鳥獣被害防止計画

施策2 新たな産業と雇用の創出

(1) 商工業の振興

◆町内での事業再開・創業を支援し、

町の商工業の振興に取り組みます◆

現状と課題

- ◆ スーパーマーケットの誘致、道の駅の整備、さらには飲食店やコンビニエンスストア、その他小売業や理美容店も再開・創業を果たし、少しずつ町内の買い物環境が向上しています。しかし、町民の豊かな生活に必要な専門店などの再開は不十分であり、さらなる事業再開・創業支援が必要となっています。
- ◆ 町では、国や県の補助事業に加え、水道光熱費、食材購入費等への独自の補助事業により、町内での事業再開・創業の支援を行うとともに、町内の経済活性化のため、プレミアム付商品券の発行や夜間移動サービスのタクシー・運転代行の確保のための支援等を行っています。しかし、一部地域の避難指示解除後も物流が停滞していることなどの影響により経営の継続が困難な事業者がいます。今後とも国や県と連携して、必要な支援を継続していくことが必要です。
- ◆ また、駅前を中心とする中心市街地での商店街の再生などが求められており、商工会等関係機関とのさらなる連携を図る必要があります。



なみえうまいもんマップ

826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852

目指す姿と取組

- ◆ 町内では170を超える事業者（令和2年9月末時点）が再開・創業を果たし、少しずつ町内の生活利便性が向上してきました。今後とも、事業再開・創業を促進するため、福島相双復興官民合同チーム、商工会等関係機関と情報交換を密に連携し、事業者に寄り添った相談体制の強化を図るとともに、様々な機会を捉え支援情報を発信します。
- ◆ また、事業再開・創業の際に活用できる国・県補助金等の支援の継続を要望するとともに、安心して事業を継続できるよう、町独自の支援策についても適宜適切に実行いたします。
- ◆ さらに、町内で起業等を検討しているが、経営に不安がある事業者等のため、チャレンジショップ※を整備し支援に取り組みます。
- ◆ また、町の商業活性化のために駅前周辺の中心市街地での商業・事業施設の再開について商工会等関係機関と検討を進めます。

※チャレンジショップ

商売を始めたいが経験もなく、最初から独立店舗で始めることが困難な人に対し、行政や商工会などが家賃や管理費などを一定期間無償又は低額で店舗を貸し出す制度。

施策の展開

(1) 商工業の振興

ア 町内での事業再開・新規開業・継続経営への支援

(2) 企業誘致の推進

◆新たな産業の誘致を推進します◆

現状と課題

- ◆ 藤橋産業団地、北産業団地及び棚塩産業団地を整備し、多くの新たな企業が進出しています。さらに南産業団地の整備や(仮称)棚塩RE100[※]産業団地の整備検討を進めています。新たな産業の誘致の場である棚塩産業団地では、イノベ構想に基づくプロジェクトとして、世界最大級の水素製造能力を有するFH2Rや福島RTF浪江滑走路が運用されています。また、将来的なCLT(直交集成板)製造を視野にいたしたFLAMを整備しました。
- ◆ 町内ではイノベ構想に基づくプロジェクトを核として、水素利活用拡大に向けた様々な実証やドローンのテスト飛行等先進的取組も実施されており、町内の経済・産業に好影響を与え、魅力的な雇用の場の形成に貢献しています。
- ◆ 今後とも、イノベ構想に基づくプロジェクト関連産業の誘致とともに、地域経済への波及効果を促進するため、プロジェクト関連産業と地場産業との連携をより一層推進していく必要があります。

※RE100

業務の使用電力を再生エネルギー100%で賄うこと。「Renewable Energy100%」の略。



棚塩産業団地

イノベーション・コースト構想の3拠点が立地
 ・福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)
 ・福島ロボットテストフィールド浪江滑走路(福島RTF 浪江滑走路)
 ・福島高度集成材製造センター (FLAM)



浪江町水素タウン構想

町内での水素の利活用に関する現状と今後の展開を構想としてまとめたもの。

876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907

目指す姿と取組

- ◆ 町民の帰還や移住・定住の推進には、魅力ある仕事づくりが必要です。FH2Rや福島RTF浪江滑走路等が立地する魅力ある研究・実証環境と、国・県等の各種復興関連支援制度を活用するとともに、町の魅力を発信し、積極的な企業誘致に継続して取り組みます。また、事業者、大学等との連携によるドローンの研究開発・テスト飛行、自動運転等新たなモビリティサービス[※]及び水素関連の実証、あわせて立地企業との連携によるカーボンニュートラル[※]に向けた蓄電池関連産業の集積や低炭素素材・資材等の研究開発・実用化などのイノベ構想の実現に向けた取組を推進します。
- ◆ さらに、南産業団地の早期整備や立地企業の事業運営に必要なエネルギーを再生可能エネルギー・水素エネルギーで賄う、(仮称)棚塩RE100産業団地の整備構想を進め、イノベ構想関連の先端産業等の受入体制の強化を図ります。
- ◆ また、企業誘致を強力に推進するため、町独自の支援策を検討するとともに、産業団地以外の町内への企業誘致にも積極的に取り組みます。

※カーボンニュートラル

二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのこと。

※モビリティサービス

自動車による移動サービスのこと。

施策の展開

(2) 企業誘致の推進

ア 町内での企業や大学の研究活動の推進

イ 企業誘致活動の強化

(3) 就労支援

◆町内事業所の従業員の確保や、

町内就労希望者への支援に取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 新たな企業の進出による雇用の場を確保するため、産業団地を整備しています。加えて、町内では事業者が少しずつ再開・創業を果たしています。
- ◆ また、地域おこし協力隊[※]の制度を活用し、復興に関する取組の担い手の確保とともに、後継者不足に悩む「大堀相馬焼」の窯元や酒造会社へ隊員を派遣し、町の伝統や技術を受け継ぐ担い手の確保に取り組んでいます。
- ◆ さらに、関係機関（浪江町地域職業相談室、福島広域雇用促進支援協議会、ふくしま生活・就職応援センター等）と連携して就職相談会、企業説明会・面接会、技能習得支援などの実施や情報提供を行い、就労支援をしています。
- ◆ 今後とも積極的な企業誘致活動や事業者の再開・創業支援を行い、帰還町民や移住・定住者に向けて働く場を確保していくことが必要です。

※地域おこし協力隊

地方自治体が他地域からの移住者を「地域おこし協力隊」として任命し、農業・漁業への従事、地域の魅力PRなど、様々な地域協力活動を行いながら地域への定住・定着を図る取組のこと。



ハローワーク相双浪江町地域職業相談室

947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969

目指す姿と取組

- ◆ 帰還の促進と移住・定住の推進を図るため、今後とも、浪江町地域職業相談室等関係機関と連携し、職業相談や求人検索・紹介等様々な就労支援の拡充を図るとともに、きめ細かな情報提供に取り組みます。
- ◆ また、産業後継者の確保の課題に対して、地域おこし協力隊制度等を引き続き活用し、町の重要な産業の担い手の確保と育成に取り組みます。
- ◆ さらに、帰還・移住、年齢、性別を問わず、誰もが働く機会を得られるよう、積極的な企業誘致活動を行うとともに、事業再開・創業しやすい環境整備を行い、就労機会を創出します。高齢者には、生きがいを創出するため軽作業等などの雇用の場を創出します。

施策の展開

(3) 就労支援

ア 就労支援の充実

(4) 観光・交流の推進

◆町の賑わいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様子等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します◆

現状と課題

- ◆ 令和2年8月に復興のシンボルであり、町の魅力を発信する交流・情報発信拠点である「道の駅なみえ」が産地直売所、キッズスペース（遊び場）、フードテラス、ベーカリー等を備えてプレオープンし、その後「地場産品販売施設（酒蔵等）」の開設にあわせて、令和3年〇月にグランドオープンしました。
- ◆ 「道の駅なみえ」の交流広場では定期イベントを開催しています。さらに、町では多様なイベントの開催や県外各地物産展への出展を行っています。また、様々な機会を捉えてPR動画・パンフレットを活用するとともに、町を応援するアイドルや団体と連携して町の魅力を全国各地に発信しています。
- ◆ また、「十日市」や「相馬野馬追」など伝統行事や春・夏・秋まつりなど様々なイベントの開催により、町民が町内で交流する機会が増えてきています。さらに、町内の宿泊拠点として「いこいの村なみえ」の再開や民間ホテルの創業など、町民や訪問者が町に滞在できる環境が整いました。
- ◆ 今後は、町外からの交流人口や移住・定住人口の拡大につなげるため、「道の駅なみえ」を軸に、震災遺構「請戸小学校」等アーカイブ施設^{*}、先端的なイノベ構想関連施設、観光資源等を活用して、町に訪れたいくなる、町ならではの体験を味わえる仕組づくりが必要です。

※アーカイブ施設

重要記録を保存・活用し、未来に伝達する施設。



道の駅なみえ



相馬野馬追祭

1000
1001
1002
1003
1004
1005
1006
1007
1008
1009
1010
1011
1012
1013
1014
1015
1016
1017
1018
1019
1020
1021
1022
1023
1024
1025
1026
1027
1028
1029
1030
1031
1032
1033

目指す姿と取組

- ◆ 「道の駅なみえ」は交流・情報発信拠点として機能を発揮するほか、いつでもふるさとに気軽に立ち寄れる町民の交流の場として、さらには、イノベ構想や先端技術による水素社会の実現への取組等を体感できる展示を活用して、視察・教育の場とします。
- ◆ また、町内の宿泊拠点が整ったことを受け、「道の駅なみえ」を軸に、町ならではの被災経験の伝承や震災教育の場として、アーカイブ施設、これから整備される「復興祈念公園（浪江町・双葉町）」に加え、イノベ構想関連施設や新たに整備するさげやな場・丈六公園等の観光資源などを有機的に結び、加えて周辺自治体やイノベ機構・うつくしま浜街道観光推進会議等と連携し、魅力ある視察・観光の広域周遊ルートを創設します。
- ◆ さらに、多様なイベントの開催や伝統行事等の再生を推進するとともに、町の魅力をPRする動画・パンフレット等コンテンツ[※]を充実します。加えて町のマスコットキャラクターを活用するとともに、町の復興を支援するアイドルや団体等と連携し、様々な機会を捉えてPRコンテンツの活用などにより全国各地へ町の魅力を広める活動を進め、関係・交流人口の拡大を図ります。

※コンテンツ

文書・音声・画像・映像など情報の中身のこと。

施策の展開

(4) 観光・交流の推進

ア 観光・交流イベントの充実

イ 周遊観光の推進及び誘致宣伝の強化

ウ 広域連携による観光・交流の推進

エ 丈六地区周辺の環境整備

1034

1035
1036
1037
1038
1039

第2章

未来を担う人づくり

II. 未来を担う人づくり

施策1 子育て環境・学校教育の充実

- (1) 子育て環境の充実
子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます。
- (2) 学校教育の充実
学校教育の充実を図り、未来を担う人材の育成に取り組みます。

施策2 生涯学習環境の充実

- (1) 生涯学習環境の充実
生涯学習に取り組める環境の充実により、町民の健康づくりと生きがいづくりを推進します。
- (2) 文化財保護・伝統芸能の継承
文化財保護・伝統芸能の継承支援により、町の豊かな文化の継承に取り組みます。

施策3 震災の記憶の伝承

- (1) 震災の記憶の伝承
東日本大震災の記憶の伝承に取り組みます。

1040
1041

施策1 子育て環境・学校教育の充実

1042
1043
1044
1045
1046
1047
1048
1049
1050
1051
1052
1053
1054
1055
1056
1057
1058
1059
1060
1061
1062
1063
1064
1065
1066
1067

(1) 子育て環境の充実

◆子育て環境の充実により、

子育てしやすいまちづくりに取り組めます◆

現状と課題

- ◆ 子育て世代が安心して子育てするためには、妊娠期から出産期、新生児期からの子どもの成長過程に応じて、子育て環境への不安の解消や経済的負担の軽減などの支援体制が必要です。
- ◆ さらに、子どもの健全な精神や心の豊かさを育てていくためには、子どもたちが様々な体験ができる機会、様々な世代との交流ができる機会が必要であるとともに、家庭や行政をはじめ地域全体で子どもを応援し、見守り、子育てを支援していく協働の取組が重要です。
- ◆ そのため、就園前の子どもたちとその親の支援については、平成30年4月から町内に開園した「浪江にじいろこども園」での一時預かりや子育てサロン等の交流会を実施しています。
- ◆ また、こども園の受入定員を30人と設定していますが、一部の年齢では年々受入定員がひっ迫しています。今後も入園希望者の増加が予想されるため、こども園の機能強化に取り組むとともに、あわせて子育てしやすい環境づくりの充実のため更なる施設整備に取り組む必要があります。



浪江にじいろこども園



乳幼児健康診査

1068
1069
1070
1071
1072
1073
1074
1075
1076
1077
1078
1079
1080
1081
1082
1083
1084
1085
1086
1087
1088
1089
1090
1091
1092
1093
1094
1095
1096
1097
1098
1099
1100
1101

目指す姿と取組

- ◆ 子育て世代への支援については、なみえ子ども応援センター（子育て世代包括支援センター※）を健康保険課内に設置し、令和2年度に運営を開始しました。今後は、当センターを中心に、医療機関等関係機関と連携し、子育て世帯に対し妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない一貫した相談支援等の体制を構築するとともに、子ども医療費助成等経済的支援を確保し、安心して産み育てる環境づくりを継続いたします。
- ◆ また、様々な世代との交流や地域との関わりを通して、ふるさととの絆の維持や心身の成長への支援を図るとともに、各家庭や行政はもちろん、地域全体で連携して子育て家庭を見守り、子育て支援に取り組みます。
- ◆ さらに、子どもの増加状況に合わせた保育施設等の施設整備等の検討を進めるとともに、子育てしやすい環境づくりのため、屋内アスレチック施設の整備を進めます。
- ◆ また、避難先自治体でも安心して子育てに関するサービスが受けられるよう、国・県とともに避難先自治体へ協力を働きかけます。

※子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等を配置して、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う機関。

施策の展開

(1) 子育て環境の充実

ア 産み育てる環境の支援

イ 子どもと家族の健康支援

ウ 保育・子育て環境の充実

エ 経済的支援の継続

関連する 主な個別計画

- 浪江町第2期 子ども・子育て支援事業計画

1102 (2) 学校教育の充実

1103 ◆学校教育の充実を図り、未来を担う人材の育成に取り組めます◆
1104
1105

1106 現状と課題
1107

- 1108 ◆ 平成23年度から二本松市で小中学校を再開し、浪江ならではの教育が受けられる環境づくりに取り組みました。しかし、児童・生徒数の減少により、平成31年度に「浪江中学校」、令和元年度に「浪江小学校」、令和2年度に「津島小学校」が休校となり、避難先での町立学校の児童・生徒は令和2年度をもって全て卒業となりました。
- 1111 ◆ 平成30年4月からは、なみえ創成小・中学校が町内で開校し、少しずつではありますが、町内の子ども数が増加しています。少人数校の特徴を生かし一人ひとりに寄り添いながら、大堀相馬焼等の体験教室や大学の復興支援によるロボット教室、被災経験を生かした防災訓練など町ならではの特色のあるカリキュラムに取り組んでいます。
- 1114 ◆ 子どもたちの絆や、ふるさととのつながりの維持は、避難の長期化に伴う子ども同士やふるさととの関係性の希薄化から難しくなっているため、どこにいても本町を身近に感じられるよう小・中学校の記録・思い出の保存を実施しています。
- 1117 ◆ 転入した子どもたちはもとより、帰還した子どもたちも東日本大震災発生時は幼少期であり町をよく知らないため、これまで先人たちが積み上げてきた町の歴史や伝統文化等を学ぶ機会をつくり、ふるさとを身近に感じられるとともに、次世代へ引き継がれる取組が必要となっています。加えて、町の未来を託す子どもたちの教育環境づくりには先進的な取組が必要です。
- 1121 ◆ また、校舎内外・通学路の環境放射線モニタリング、スクールバスによる通学支援、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等を実施するとともに、町外においても就学援助費、遠距離通学費助成の支給条件緩和を実施しています。今後とも、子どもたちが安心して学べる環境をつくる必要があります。
- 1124
1125
1126
1127
1128
1129
1130
1131
1132



なみえ創成小学校・中学校



こども園・小中学校合同運動会

1133
1134
1135
1136
1137
1138
1139
1140
1141
1142
1143
1144
1145
1146
1147
1148
1149
1150
1151
1152
1153
1154
1155
1156
1157
1158
1159
1160
1161
1162
1163
1164
1165
1166
1167

目指す姿と取組

- ◆ 東日本大震災で離れ離れになった子どもたちの絆を、小中学校の記録・思い出の保存や交流事業等を通じて強めてきました。子どもたちが町に住んでよかった、学んでよかったと思える取組として、学校においてふるさとを学ぶ機会や復興事業（伝統行事等）への参加機会等を充実し、町の歴史や伝統文化を次世代につなぐ活動を続けます。
- ◆ 持続可能なまちづくりには、町の将来を担う子どもたちが増えていくことが不可欠です。なみえ創成小・中学校の開校により、町内で安心した環境での学びの機会をつくりました。今後は町の歴史や伝統文化、防災教育等様々な体験や学びの場の提供など、学校教育だけでなく、地域ぐるみ、町ぐるみで学びの創出を行います。さらに、ALT（外国語指導助手）と連携した英語学習やタブレット端末を利用したICT※教育等先進的な教育環境の充実に取り組めます。
- ◆ 子どもたち一人ひとりに寄り添った手厚い教育に取り組んでいますが、児童生徒は徐々に増加傾向にあるため、維持管理の負担など総合的に検証し、必要な小中学校の施設整備等の検討を進めます。
- ◆ 学習環境では、町内外を問わずこれまでの就学援助など各種助成制度等による支援を継続します。

※ICT

情報通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

施策の展開

(2) 学校教育の充実

ア 学習環境の充実

イ 安心して学習できる環境整備

ウ 経済的支援の継続

施策2 生涯学習環境の充実

1168
1169
1170
1171
1172
1173
1174
1175
1176
1177
1178
1179
1180
1181
1182
1183
1184
1185
1186
1187
1188
1189
1190
1191

(1) 生涯学習環境の充実

◆生涯学習に取り組める環境の充実により、
町民の健康づくりと生きがいを推進します◆

現状と課題

- ◆ 町内では、交流サロンやスポーツを通じた心身の健康づくりと生きがいを推進しています。町外の交流館や復興公営住宅等では、趣味の同好会等の交流を図りながらコミュニティ形成を図ってきました。
- ◆ また、町内ではグラウンドゴルフ、バレーボール、野球等の大会が再開し、多くの町民が参加しています。スポーツ振興の拠点である地域スポーツセンターにおいては、各種サークル活動等を通じた健康づくりを町民主体で実施しています。
- ◆ しかし、震災により、町内の運動施設、図書館及び公民館は利用できない状況となっており、早急に生涯学習を推進するための環境整備が必要です。



ふれあいセンターなみえ運動公園
こ公園グラウンド
(復旧イメージ)



浪江町芸能祭

1192
1193
1194
1195
1196
1197
1198
1199
1200
1201
1202
1203
1204
1205
1206
1207
1208
1209
1210
1211
1212
1213
1214

目指す姿と取組

- ◆ 新たに生涯学習を通じた交流によるコミュニティ形成を図る場として、ふれあいセンターなみえ運動公園の復旧、さらには旧コスモス保育園を活用した図書館機能・公民館機能を備えた施設の整備等を進めます。あわせて既存の各運動場の復旧やパークゴルフ場の再整備などの検討を進め、これらの施設と地域スポーツセンターの活用を図り、町民の健康づくりと生きがいを推進します。
- ◆ また、震災前に町内で実施していた町民運動大会・各種競技大会に加えて、芸能祭など、町民が一体となり楽しく参加できるスポーツ・イベントの再開・創出に努めます。

施策の展開

(1) 生涯学習環境の充実

ア スポーツによる体力の向上や健康づくりの推進

イ 生涯学習を通じた生きがいを推進

1215 (2) 文化財保護・伝統芸能の継承

1216 ◆文化財保護・伝統芸能の継承支援により、

1217 町の豊かな文化の継承に取り組みます◆

1220 現状と課題

- 1221
- 1222 ◆ 指定文化財[※]については東日本大震災による影響等により、修復・保全が必要なものについて、県や民間団体の助成制度を活用し随時修復・保全を進めています。
 - 1223
 - 1224 ◆ また、これまでふれあいセンターなみえ等に保存していた、遺跡からの出土品、民具、寄託を受けた物品・資料等について、安定的な収蔵環境の整備や今後の利活用に向けた検討を進めていく必要があります。
 - 1225
 - 1226
 - 1227 ◆ 伝統芸能については、町内各地区の保存会による「田植踊」や「獅子神楽」等の継承活動
 - 1228 が町内で行われるようになってきたところです。町では、活動費の助成、用具類の保管、披
 - 1229 露の場づくり等の支援のほか、活動中断後でも将来復活が可能となるよう、記録映像等の作
 - 1230 成支援に取り組んでいます。今後も町の歴史と文化の継承を図るため、町内各地区の保存会
 - 1231 の状況に応じた支援を継続していく必要があります。
 - 1232

1233 ※指定文化財

1234 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、天然記念物、伝統的建物群のうち、特に重要なもの

1235 で保存の必要のあるものを、指定し保護と活用が図られているもののこと。

1236

1237

1238

1239



安波祭（町指定無形民俗文化財）



福島県指定重要文化財（建造物）初発神社本殿

1240
1241
1242
1243
1244
1245
1246
1247
1248
1249
1250
1251
1252
1253
1254
1255
1256
1257
1258
1259
1260
1261
1262
1263

目指す姿と取組

- ◆ 町の豊かな歴史と文化を後世に引き継ぐため、指定文化財を中心に修復・保全を継続するほか、町内で進む復興関連事業・住宅再建等開発事業と遺跡（埋蔵文化財）の保護の両立を図りながら、発掘調査成果を還元するための現地説明会や遺物等の展示に取り組みます。
- ◆ 伝統芸能については、保存団体が継続できるよう、活動費用の助成、伝承用記録映像作成の支援、披露機会の確保等を継続して実施します。
- ◆ あわせて、歴史や文化の継承の基となる文化財の活用に向けて、収蔵環境の整備とともに今後も寄託される物品・資料の受入・整理に取り組みます。

施策の展開

(2) 文化財保護・伝統芸能の継承

ア 文化財の保護

イ 伝統芸能の継承

施策3 震災の記憶の伝承

(1) 震災の記憶の伝承

◆東日本大震災の記憶の伝承に取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 東日本大震災により、多くの生命と財産を奪われた本町において、地震・津波・原発事故による災害の記憶と教訓を風化させることなく伝承し、後世の人々の防災・減災の意識向上につなげることが重要です。
- ◆ 犠牲者に対し哀悼の意を表するとともに、過酷な被災経験を二度と繰り返させないため、平成24年から毎年3月に「浪江町東日本大震災追悼式」を執り行っています。また、「浪江町震災遺構検討委員会」から平成31年2月に提言を受け、災害の脅威や教訓を伝える震災遺構として「請戸小学校」を保存し公開するため、令和3年度供用開始を目標に整備を進めています。
- ◆ あわせて、町内にあった各小中学校の校歌を記録（CD化）するとともに、解体予定の校舎内部をVR（仮想現実）システムを活用したデジタルデータで保存しました。このほか避難の記録や復興の歩みをまとめた「震災記録誌」を作成しました。
- ◆ 平成29年3月に東日本大震災の慰霊碑を建立した大平山霊園は、被災した請戸地区全域と福島第一原子力発電所を望む、震災の爪痕を伝える最も象徴的な場所であることから、震災の記憶と教訓の学びの場として活用しています。
- ◆ 今後は、「東日本大震災・原子力災害伝承館（双葉町）」等アーカイブ施設を有する県や周辺自治体との広域連携により一層効果的な震災伝承・防災教育・情報発信を行うことが求められています。



震災遺構請戸小学校 完成イメージ



福島県復興祈念公園 完成イメージ

1298
1299
1300
1301
1302
1303
1304
1305
1306
1307
1308
1309
1310
1311
1312
1313
1314
1315
1316
1317
1318
1319
1320
1321
1322

目指す姿と取組

- ◆ 東日本大震災の教訓・記憶を後世の人々に伝承するため、数ある震災遺構の中で、地震・津波に加え原発事故の脅威を伝えることができる数少ない場所である「請戸小学校」を震災遺構とし、あわせて震災遺構内に町の震災の記憶を伝える物品・資料等を保存・公開することにより、伝承活動、防災教育等の取組を進めます。また、請戸共同墓地の跡地に「先人の丘」を整備し、鎮魂と被災の記憶の継承に取り組めます。
- ◆ 令和2年9月に「東日本大震災・原子力災害伝承館」が開館し、さらに「復興祈念公園」等世代を超えて震災を伝承する施設等の整備が進みます。「道の駅なみえ」を軸として、周辺自治体との広域連携とあわせて、町民の語り部の育成・活用により、効果的な震災伝承と防災教育等を図るとともに、町の復興状況について国内外への情報発信に取り組めます。

施策の展開

(1) 震災の記憶の伝承

ア 震災の記憶を保存する施設整備

イ 震災の記憶を伝承する取組の推進

1323

1324
1325
1326
1327
1328

第3章

帰還困難区域の再生と 住みよい環境づくり

Ⅲ. 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策1 帰還困難区域の再生

- (1) 帰還困難区域の再生
特定復興再生拠点区域の整備を進めるとともに、全域避難指示解除に向けた取組を行います。

施策2 社会基盤の維持・整備

- (1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備
浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます。
- (2) 上下水道の整備
町民が安全で安定した水を使えるように取り組みます。
- (3) 交通網の充実
町内の道路整備や公共交通の充実により、便利で機能的なまちづくりに取り組みます。

施策3 防災・安全の強化

- (1) 防災・安全の強化
東日本大震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます。
- (2) 防犯・防火・交通安全の強化
犯罪や火災、交通事故の少ない、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

施策4 ゼロカーボンシティの推進

- (1) ゼロカーボンシティの推進
ゼロカーボンシティの実現に向けて、再生可能エネルギーの地産地消や水素の利用等を推進します。

1329
1330

施策1 帰還困難区域の再生

(1) 帰還困難区域の再生

◆特定復興再生拠点区域の整備を進めるとともに、
全域避難指示解除に向けた取組を行います◆

現状と課題

- ◆ 平成29年3月31日に、町内の避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示が解除されました。しかし、帰還困難区域については未だに避難指示が継続されたままとなっています。
- ◆ そのため、平成29年11月に帰還困難区域全域の「浪江町帰還困難区域復興再生計画」を策定し、令和15年3月までに帰還困難区域全域の復興に向けた作業の完成を目指す、整備目標スケジュールを定めました。
- ◆ 平成29年12月に「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が国から認定され、室原、末森、津島の3つの特定復興再生拠点について、令和4年度末の避難指示解除を目標とした除染やインフラ復旧等の事業が始まっています。
- ◆ 町は特定復興再生拠点区域を、帰還困難区域全域の復興に向けた第1ステージと位置づけ、段階的な整備範囲拡大を目指します。



陶芸の杜おおぼり



つしま活性化センター

1367
1368
1369
1370
1371
1372
1373
1374
1375
1376
1377
1378
1379
1380
1381
1382
1383
1384
1385
1386
1387
1388
1389
1390
1391
1392
1393
1394
1395
1396
1397
1398
1399
1400
1401
1402
1403
1404
1405
1406

目指す姿と取組

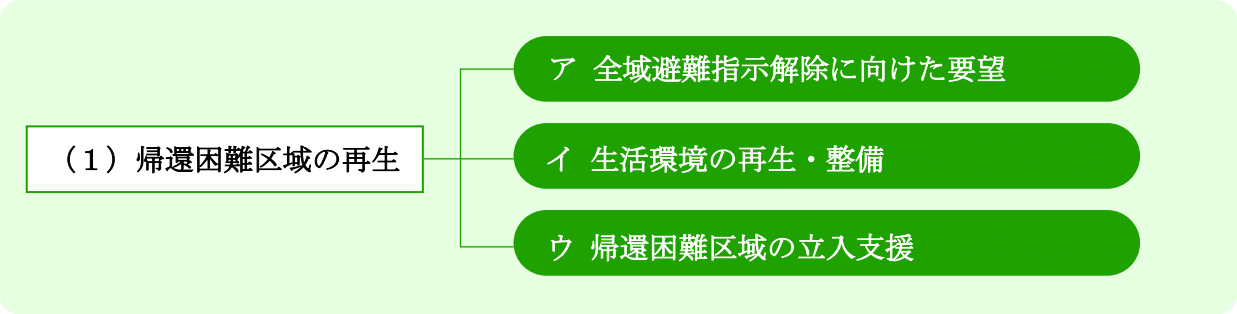
- ◆ 特定復興再生拠点区域室原拠点[※]を、高速道路、幹線道路を中心とした物流・防災の要として、防災拠点や物流産業等の集積拠点として整備を推進します。
- ◆ 特定復興再生拠点区域末森拠点[※]を、周辺地域との連携による農業再生エリアとして、隣接する田尻地区との連携を図りながら、農業の再生に向けた取組を推進します。
- ◆ 特定復興再生拠点区域津島拠点[※]を、津島における新たなまちづくりと交流エリアとし、その拠点施設として「つしま活性化センター」の復旧・整備を推進します。
- ◆ 「陶芸の杜おおぼり」については、文化的な価値をもつ区域として、町と大堀相馬焼組合等が連携し、地元での伝統復活や観光・交流を促進させる施設として復旧・整備を推進します。
- ◆ 政府は、令和元年12月に閣議決定した、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の中で、『帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任をもって取り組む」との決意の下、対応を検討する必要がある。』と決めました。政府方針の実現を強く求め町として、一日も早い全域避難指示解除を目指し再生を進めます。

※特定復興再生拠点区域室原拠点
大字室原のうち家老地区を除いた区域（山林から対象を除く）

※特定復興再生拠点区域末森拠点
大字末森の区域（山林を対象から除く）

※特定復興再生拠点区域津島拠点
「津島支所」及び「つしま活性化センター」を中心とする区域（山林を対象から除く）

施策の展開



関連する
主な個別計画

- 浪江町帰還困難区域復興再生計画
- 浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画

施策2 社会基盤の維持・整備

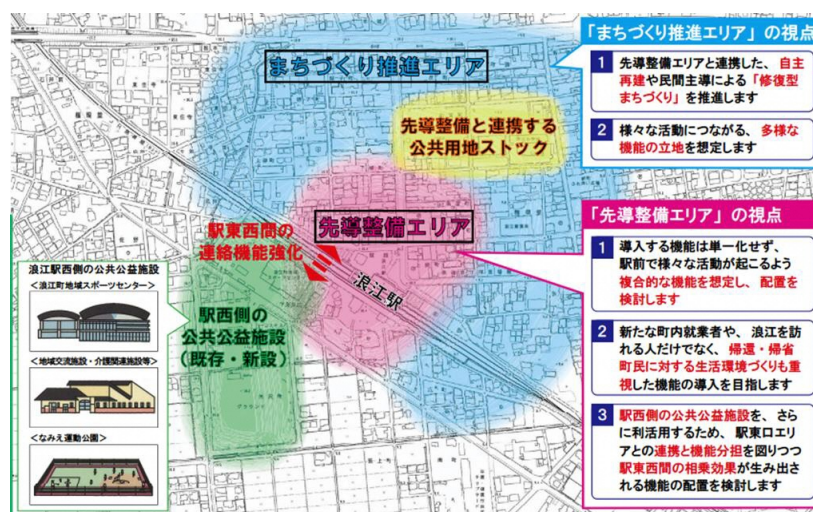
(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

◆浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる

中心市街地機能の整備に取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 中心市街地においては、長期間管理不能であったことにより荒廃が進んだ住宅、事務所や店舗などの解体が進み、空洞化が著しい状況にあります。中心市街地を再生させるには、商圏の喪失、働き手不足、物流の崩壊、再建資金の調達など課題が山積しています。しかし、町の顔ともいえる駅前を基点とする中心市街地の再生こそが事業者はもとより多くの町民が望むものであり、町が掲げる復興の姿です。
- ◆ 令和2年3月のJR常磐線の全線開通に伴い、町外から多くの来訪者を誘導するため、JR浪江駅前を「町の顔」として早期に整備する必要があります。中心市街地の再生については、平成28年度に町民参加型で「浪江町中心市街地再生計画」を策定しました。「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念として、「安全・安心のまちづくり」「暮らしやすいまちづくり」「集う・にぎわう・つながるまちづくり」「浪江らしさがあるまちづくり」を中心市街地再生の目標に掲げ、町民、事業者、商工会、JR東日本等関係機関と連携し、回遊性のあるまちづくりを進めていく必要があります。
- ◆ その具体化として、平成29年度に作成した「浪江町中心市街地再生計画実施計画」に基づき、駅前を核とした中心市街地の再生に向けて、駅周辺の地権者の意向把握、町内外の企業への進出等のアンケート調査を実施し、令和2年度に、国の「一団地の復興再生拠点整備制度」を活用した新たな市街地整備のための土地利用計画等の作成を行いました。



駅周辺エリア「まちの顔づくり」推進イメージ

1448
1449
1450
1451
1452
1453
1454
1455
1456
1457
1458
1459
1460
1461
1462
1463
1464
1465
1466
1467
1468
1469
1470

目指す姿と取組

- ◆ 町の復興を加速化させるため、まちづくりの核となる「浪江町中心市街地再生計画」を実現する必要があります。そのため、生活に必要な機能の中心市街地への集約や遊休施設、空き地等地域資源の活用等により、浪江駅周辺を中心とした区域に、駅東西自由通路、店舗、オフィス、住宅等様々な機能の集積や道路整備を進め、誰もが住みやすい快適な暮らし、商業機能の活性化、にぎわいの回復等につながる中心市街地整備を進めます。
- ◆ さらに、商工会や各種団体等との連携強化を図り役割分担を明確にし、失われた商業の再生を進めるとともに、「道の駅なみえ」、「浪江町地域スポーツセンター」に加え、今後整備する図書館機能・公民館機能を備えた施設、屋内アスレチックなど駅周辺の公共施設と連携した中心市街地再生の取組を展開します。

施策の展開

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

ア 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

関連する 主な個別計画

- 浪江町中心市街地再生計画江町帰還困難区域復興再生計画
- 浪江町中心市街地再生計画実施計画
- 浪江駅周辺エリアのまちづくりビジョン

(2) 上下水道の整備

◆町民が安全で安定した水を使えるように取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 上水道については、帰還困難区域等の一部が未復旧であるものの、解除地域全域で通水可能となりました。しかし、町内居住人口が少ないため、使用料収入で施設の維持管理費を賄うことが困難であり、減収分を損害賠償で補填しているなど、経営環境が大変厳しい状況にあります。今後は、水道施設の老朽化対策、耐震化への対応を含めて、施設の更新を計画的に実施していく必要があるとともに、将来の利用人口に対応した持続可能な事業経営が必要です。
- ◆ また、町内4か所の全取水場で24時間のモニタリングを行い、放射性物質濃度測定値を町のホームページ（以下「HP」という。）や広報紙等により情報発信しています。
- ◆ 下水道については、一部地域の避難指示解除時期に合わせて施設を復旧し、運用を開始するとともに、新たに被害が確認された管渠の復旧工事を順次実施しています。町内居住人口が少ないため、使用料収入で施設の維持管理費を賄うことが困難で、減収分を損害賠償で補填しているなど経営環境が大変厳しい状況にあるため、今後耐用年数を迎える施設の改築更新を現状に即して効率的に実施することが必要です。
- ◆ 農業集落排水については、一部地域の避難指示解除時期に合わせて施設を復旧し、運用を開始しました。町内居住人口が少ないため、使用料収入で施設の維持管理費を賄うことが困難で、減収分を損害賠償で補填しているなど経営環境が大変厳しい状況にあります。今後は区域内の利用状況や維持管理費等を考慮し、施設の統廃合も含めた事業のあり方の検討が必要です。合併処理浄化槽については、整備費用を設置者に補助することにより普及促進に努めています。しかし、依然として単独浄化槽及び汲み取り槽の家庭も多いため、さらに普及啓発に努めていく必要があります。



谷津田取水場



浪江浄化センター

1501
1502
1503
1504
1505
1506
1507
1508
1509
1510
1511
1512
1513
1514
1515
1516
1517
1518
1519
1520
1521
1522
1523
1524
1525
1526
1527
1528
1529
1530
1531
1532
1533
1534
1535

目指す姿と取組

- ◆ 上水道については、完全復旧を早期に目指すとともに、新たな被害が判明した場合には、順次、復旧作業を実施します。水道施設は老朽化が進んでおり、今後耐震化に対応した更新費用が多額となることから、施設の長寿命化に配慮した計画的な整備により費用節減に努めます。
- ◆ また、施設統合等将来人口に対応した持続可能な事業経営の検討を行うとともに、国の補助事業等の活用により財源確保を図り、経営に必要な水道施設等の増設整備を行いつつ、水道経営の健全化に努めます。さらに、原発事故に伴う水道料金の減収分については、東京電力ホールディングス(株) (以下「東京電力」という。) と協議し、事業継続に不可欠な補填財源として賠償金を確保するとともに、今後も賠償を継続するよう、国等へ要望します。
- ◆ なお、町民の放射線に対する不安の解消のため、引き続きモニタリングと分かりやすい情報発信を図ります。
- ◆ 下水道については、町内居住人口の状況等を踏まえ、現状に合った施設の老朽化・耐震化対策等効果的な整備を計画的に実施します。さらに、原発事故に伴う下水道使用料の減収分については、東京電力と協議し、事業継続に不可欠な補填財源として賠償金を確保するとともに、今後も賠償を継続するよう、国等へ要望します。
- ◆ 農業集落排水については、町内居住人口の状況等を踏まえ、現状に合った施設の整備を実施するとともに、将来の事業のあり方について検討します。さらに、原発事故に伴う農業集落排水使用料の減収分については、東京電力と協議し、事業継続に不可欠な補填財源として賠償金を確保するとともに、今後も賠償を継続するよう、国等へ要望します。
- ◆ 合併処理浄化槽については、引き続き整備費用を補助するとともに、単独処理浄化槽や汲み取り槽からの転換を推進する啓発活動を実施します。

施策の展開

(2) 上下水道の整備

ア 上水道の整備

イ 下水道の整備

1536 (3) 交通網の充実

1537 ◆町内の道路整備や公共交通の充実により、
1538 便利で機能的なまちづくりに取り組みます◆
1539

1540
1541 現状と課題

- 1542
- 1543 ◆ 主要な国道、県道及び町道の災害復旧工事は、令和元年度までに完了しました。常磐自動
1544 車道は平成 28 年 3 月に全線開通し、帰還困難区域の主要な国道、県道、及び町道について
1545 も特別通過交通制度により自動車の通行がおおむね可能となっています。JR 常磐線も令和
1546 2 年 3 月に全線開通し、あわせて浪江駅を經由し東京・仙台間を直通で結ぶ特急列車の運行
1547 再開により交通利便性が向上しました。しかし、中心市街地再生や産業団地、住宅団地等ま
1548 ちづくりに合わせた道路の整備は今後の課題となっています。
 - 1549 ◆ 町道については、町民の要望や生活環境を良好にする観点から、随時改良・補修工事を行
1550 っています。今後も復興状況に合わせた町道の整備・管理を効率的・効果的に進めていく必
1551 要があります。
 - 1552 ◆ 橋梁については、長寿命化修繕計画に基づく安全性・耐久性診断等点検調査の結果、損傷
1553 等を確認した橋梁が多数存在していますが、橋梁が多いため、定期点検調査に多額の費用が
1554 必要であると同時に、維持・修繕についても多額の補修設計費・工事費が必要となり、財政
1555 圧迫の要因となっています。
 - 1556 ◆ また、平成 29 年度から町民の帰還の加速化を図る目的で、国の財源により町民を対象と
1557 したデマンドタクシーを町内で運行していますが、将来的には、町民でない人や高齢者等交
1558 通弱者のニーズに対応して民間事業者の活用や未来技術を生かした新たな移動手段の検討
1559 など地域公共交通の充実に向けて取り組む必要があります。
- 1560
1561
1562
1563
1564
1565
1566
1567
1568
1569
1570
1571
1572
1573
1574
1575

1576

1577

目指す姿と取組

1578

1579

1580

- ◆ 町内の交通環境の回復と機能向上、広域避難路の確保等を図るため、常磐自動車道の複車線化や主要幹線道路（国道・県道）の改良工事の早期実現に向けた要望を継続的に実施します。また、産業団地や住宅団地を結ぶ新規路線の整備に取り組むとともに、復興の核となる中心市街地等の機能を向上させるため、道路改良等について検討を行い、必要な整備に取り組めます。

1581

1582

1583

1584

1585

- ◆ 町道については、パトロールを定期的実施するなど道路管理を強化し、損傷の防止や軽減に努めます。損傷の際は早急に補修を行うとともに、損傷の激しい路線の道路、側溝等の改良整備を計画的に進めます。

1586

1587

1588

- ◆ 橋梁については、損傷の度合いや健全性の観点から緊急性の高い橋梁を中心に、橋の長さ、設置場所、建設年次などの影響を考慮して優先順位を定め、適切に補修修繕を行うとともに、今後とも国に橋梁の補修修繕等に対する交付金の補助率の引上げを求めます。

1589

1590

1591

- ◆ 町内外の移動手段の確保については、町独自の公共交通としてデマンドタクシー運行を継続します。また、町民でない人や高齢者等の交通弱者に配慮した持続可能な地域公共交通の充実に向けて取り組みます。

1592

1593

1594

- ◆ さらに、イノベ機構・大学などの研究機関、企業等と連携し、5G※等未来技術を生かした自動運転など新たなモビリティサービスの実証等を行い、新しい地域公共交通の実現に向けた取組を進めます。

1595

1596

1597

※5G

2020年のサービス開始を目指す第5世代（次世代）移動通信システム。①高速大容量、②多数の端末の同時接続、③遅延が少ないという特徴がある。

1598

1599

1600

1601

1602

1603

施策の展開

1604

1605

1606

1607

(3) 交通網の充実

ア 交通網の整備

イ 公共交通の充実

1608

1609

1610

1611

1612

関連する
主な個別計画

- 浪江町橋梁長寿命化修繕計画

1613

施策3 防災・安全の強化

(1) 防災・安全の強化

◆東日本大震災の教訓を生かした

防災・安全のまちづくりに取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 災害に強い防災・減災のまちづくりの実現のため、室原地区に防災備蓄倉庫や避難所等を備えた防災拠点施設の整備を進めています。また、町内複数個所に避難所としても活用できる交流スペースと消防車庫の機能を備えた防災コミュニティセンターの整備を計画しており、そのうち大堀防災コミュニティセンターが令和2年度に完成しました。
- ◆ ハザードマップについては、災害危険個所、避難場所、災害対応等の状況変化に合わせて適宜見直しを行うとともに、県と連携して原子力災害等被災の教訓を生かした防災訓練・教育を実施するなど、町民の防災意識の啓発に努めています。
- ◆ また、安全・安心なまちづくりのため、町民の帰還状況等に合わせた消防団の再編や官民協働による自主防災組織等の体制強化を図ることが求められています。
- ◆ さらに、防災行政無線網は、東日本大震災による被害の復旧が完了し、令和元年度には完全デジタル化を実現しており、戸別受信機を居住町民及び事業所等に貸与配布しています。
- ◆ 東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉については、ロードマップに基づき、廃炉に向けた作業が進められています。町は東京電力より、廃炉作業の進捗状況等の定期報告や通報基準に基づく連絡体制により、安全の確認を行っています。



浪江町防災ハザードマップ



防災行政無線戸別受信機
(無償貸与)

1642
1643
1644
1645
1646
1647
1648
1649
1650
1651
1652
1653
1654
1655
1656
1657
1658
1659
1660
1661
1662
1663
1664
1665
1666
1667
1668
1669
1670
1671
1672
1673
1674
1675

目指す姿と取組

- ◆ 地震、津波、大雨等あらゆる災害に強い防災・減災のまちづくりを継続して進めます。防災コミュニティセンター等について、町民の帰還状況等に応じて計画的に整備するとともに、ハザードマップについて、国・県の各種想定の見直しに伴う変更や防災コミュニティセンター等の整備に伴う避難所等の変更を反映し適宜見直しを実施します。
- ◆ また、災害に備えて町民参加の防災訓練・教育を継続して実施し、防災意識の啓発と防災拠点・各地区防災コミュニティセンターの周知を図り、災害時の円滑な避難に結び付けます。
- ◆ さらに、消防団の再編の検討や官民協働による自主防災組織等の育成を行い、地域の防災力の向上を図ります。
- ◆ 防災行政無線については、戸別受信機も含め適切な設備の運用及び維持管理に努めます。
- ◆ また、蓄電池や電気自動車による給電等再生可能エネルギーを活用した災害時の対応が行える体制の構築をさらに進めます。
- ◆ 廃炉については、東京電力より廃炉作業の進捗状況等の定期報告や通報基準に基づく連絡体制を維持し、安全確認に引き続き取り組みます。

施策の展開

(1) 防災・安全の強化

ア 防災対策の推進

イ 防災情報を迅速に伝える体制の整備

ウ 防災・減災施設等の整備推進

エ 自主防災組織の設置促進と活動支援

関連する 主な個別計画

- 浪江町地域防災計画

(2) 防犯・防火・交通安全の強化

◆犯罪や火災、交通事故の少ない、

安心して暮らせるまちづくりに取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 全町避難以降、町では空き巣等の被害が多発し、防犯への意識が高まり、平成26年度から「浪江町防犯見守り隊」を組織し、町民による町の防犯パトロールを実施しています。また、警備会社による24時間町内全域パトロールや消防団による防火パトロールを実施しており、地域の安全の確保や防災の核となる消防団組織の維持に取り組んでいます。
- ◆ さらに、町内の人口が震災前と比べ少ないことから、防犯面での不安を払しょくするため、防犯カメラを設置し防犯対策を講じるとともに、警察署、消防署等関係機関との連携により、町内の安全・安心につなげる活動を行っています。
- ◆ 消防団については、消火活動や災害対応のみならず、地域の防犯にも大きく寄与していますが、多くの団員が町外に居住し、町内居住人口が少ない中で、町内で活動できる団員を確保することが非常に困難な状況になっています。
- ◆ 消防施設については、消防力の低下を招かないよう、消防ポンプ車や消防団施設の改修や整備を順次進めています。
- ◆ 交通安全対策については、警察署と連携した交通事故防止路上啓発活動等に取り組んでいますが、国道6号や114号等の既存主要幹線道路に加え、常磐自動車道の全線開通や道の駅なみえ、震災伝承施設の整備等に伴い、交通量が増加傾向にあることから対策の強化が必要な状況です。また、劣化した町道等のカーブミラーの補修を順次進めています。



浪江町防犯見守り隊



消防団の訓練の様子

1703
1704
1705
1706
1707
1708
1709
1710
1711
1712
1713
1714
1715
1716
1717
1718
1719
1720
1721
1722
1723
1724
1725
1726
1727
1728
1729

目指す姿と取組

- ◆ 町民の安全で安心な暮らしを実現するため、引き続き防犯カメラによる防犯対策をはじめ、町民による「浪江町防犯見守り隊」の防犯パトロールや、消防団による防火パトロールを実施するとともに、警察署、消防署、警備会社等関係機関と連携し、防犯・防火活動の強化や交通安全対策に取り組めます。
- ◆ 消防団については、加入促進と活動支援を継続するとともに、状況を見極めながら、適正かつ持続可能な消防組織体制について検討します。また、消防施設等については、適宜改修、整備を行います。
- ◆ 交通安全対策については、警察署や交通安全協会等との連携をさらに強化し、路上啓発活動や防災無線を使った広報活動を行います。また、カーブミラー等の交通安全施設の整備補修も引き続き取り組めます。

施策の展開

(2) 防犯・防火・交通安全の強化

ア 防火体制の強化

イ 防犯体制・対策の強化

ウ 交通安全の強化

施策4 ゼロカーボンシティの推進

(1) ゼロカーボンシティの推進

◆ゼロカーボンシティの実現に向けて、
再生可能エネルギーの地産地消や水素の利用等を推進します◆

現状と課題

- ◆ 再生可能エネルギーを利用したまちづくりに向け、「浪江再生可能エネルギー推進計画（平成30年3月策定）」により、公共施設に太陽光発電設備を設置し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。幾世橋住宅団地においては、蓄電池[※]とHEMS[※]を導入するとともに、電気自動車（以下「EV」という。）のカーシェアリングの実証を行い、さらに「道の駅なみえ」、本庁舎等においては、水素発電、太陽光発電及び風力発電を設置するとともに、CEMS[※]を導入し、スマートコミュニティ[※]を推進しています。
- ◆ また、公用車として災害発生時の電源としても活用できるEVを導入しているほか、地元企業と連携したマルチ急速充電器[※]の開発や住宅用太陽光発電設備導入の支援などにより再生可能エネルギーの地産地消を推進し、町民の理解向上に努めています。
- ◆ 令和2年3月に、町は国が推進する2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ[※]を目指す「ゼロカーボンシティ[※]」を宣言しました。ゼロカーボンシティ実現のためには、町が一つになって再生可能エネルギーや資源の効率的利用に積極的に取り組む必要があります。

※蓄電池

充放電を繰り返して使用できる電池。

※HEMS

ホームエネルギーマネジメントの略。家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」や家電機器を「自動制御」して、家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム。国は2030年までに全ての住まいにHEMSを設置することを目指している。

※CEMS

コミュニティエネルギーマネジメントシステムの略。一定の地域内のエネルギーを管理・制御するためのシステム。

※スマートコミュニティ

情報通信技術（ICT）を活用しながら、再生可能エネルギーの導入を促進しつつ、電力、熱、水、交通、医療、生活情報など、あらゆるインフラの統合的な管理・最適制御を行い社会全体で効率よくエネルギーを使う考え方。

※マルチ急速充電器

町と地元企業が共同で開発・設置する、リサイクルバッテリーを活用した電気自動車用急速充電器。電気使用量のピークを上げすぎることなく、2台同時充電や超急速充電が可能になる。

※二酸化炭素排出実質ゼロ

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

※ゼロカーボンシティ

2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した地方自治体。

1773
1774
1775
1776
1777
1778
1779
1780
1781
1782
1783
1784
1785
1786
1787
1788
1789
1790
1791
1792
1793
1794
1795
1796
1797
1798
1799
1800
1801
1802
1803
1804
1805
1806
1807
1808
1809
1810
1811
1812
1813

目指す姿と取組

- ◆ 再生可能エネルギーの導入による効率的なエネルギー自給自足の町を目指すスマートコミュニティを継続して推進するとともに、SDGs[※]を原動力として地域活性化や社会課題解決に向けた持続可能なまちづくりを推進します。
- ◆ 町民のみならず来訪者に対して、「浪江再生可能エネルギー推進計画」に基づき、公共施設でのエネルギーの見える化等をより一層情報発信し、エネルギーの有効活用に関する意識向上を図るとともに、再生可能エネルギーを利用したエネルギー地産地消のまちづくりを進めます。そのため、エネルギー自給自足に向けた再生可能エネルギーの民間導入の支援を推進するとともに、企業等が再生可能エネルギーをさらに導入しやすい仕組みづくりを検討・実行します。また、(仮称) 棚塩RE100産業団地の実現に向けた再生可能エネルギーや水素エネルギーの供給元となる地域新電力事業者[※]との連携等に取り組みます。
- ◆ さらに、FH2R製造の浪江産水素を地域内で活用する(仮称) 浪江町水素タウン構想を策定し、「水素社会実現の先駆けとなるまちづくり」を産学金官民連携で推進するとともに、ごみの減量化、3R(発生抑制・再使用・再生利用)運動、公共施設のZEB[※]化などを通じた省エネ・循環型社会の形成、あわせて立地企業との連携によるカーボンニュートラルに向けた蓄電池関連産業の集積や低炭素素材・資材などの研究開発・実用化等を推進し、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指します。

※SDGs

2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする、途上国の教育問題のほか、地球環境や都市、雇用、格差問題の解決など先進国にも関係する国際社会全体の17の開発目標。

※地域新電力事業者

地域内の発電電力を最大限に活用し主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する電気事業者のこと。

※ZEB

快適な室内環境を実現しながら消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物。

施策の展開

(1) ゼロカーボンシティの推進

ア 再生可能エネルギーや水素エネルギーの導入の推進

イ エネルギーの地産地消の取組の情報発信

ウ ゼロカーボンシティ実現に向けた計画の策定

エ 廃棄物の減容化・リサイクルの推進

関連する 主な個別計画

- 浪江再生可能エネルギー推進計画

1814

1815
1816
1817
1818
1819
1820

第4章

健康と福祉のまちづくり

IV. 健康と福祉のまちづくり

施策1 健康づくりの推進・医療の充実

- (1) 健康づくりの推進・医療の充実
町民の健康づくりの推進と町内の医療の充実に取り組みます。

施策2 介護・福祉の充実

- (1) 介護・福祉の充実
高齢者等が安心して生活できるよう、介護、生活支援など切れ目のない福祉サービスの充実に取り組みます。

施策3 放射線による健康不安への対策

- (1) 放射線による健康不安への対策
放射線による健康への影響等の不安解消に取り組みます。
- (2) 除染の推進と安全対策
町民の除染に対する不安解消に取り組みます。

1821
1822
1823

施策1 健康づくりの推進・医療の充実

(1) 健康づくりの推進・医療の充実

◆町民の健康づくりの推進と町内の医療の充実に取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 町民の健康維持のため、健康相談、運動・食生活改善、感染症対策等様々な保健事業・介護予防事業等のほか、心の健康への相談や支援、さらに生きがいづくり活動を行っています。また、町内及び避難先での総合健診・がん検診を実施しています。
- ◆ さらに、県内各所でダンベル体操を中心とした健康づくりリーダーを育成し、町民同士が自主的に健康づくりに取り組める体制づくりを行っています。今後も避難生活が長期化する中で引き続き健康維持のための事業を充実していく必要があります。
- ◆ 町内の医療体制については、浪江診療所を平成29年3月に本庁舎敷地内に開設し診療を行っています。開所時より高齢者等患者数は徐々に増えています。今後は地域医療体制の要として、在宅医療等更なる医療サービスの充実が求められています。



浪江町国民健康保険浪江診療所



ダンベル体操の様子

1846
1847
1848
1849
1850
1851
1852
1853
1854
1855
1856
1857
1858
1859
1860
1861
1862
1863
1864
1865
1866
1867
1868
1869
1870
1871
1872
1873
1874
1875
1876
1877
1878
1879
1880
1881
1882
1883

目指す姿と取組

- ◆ 町民の健康維持のため、避難先医療機関や避難先自治体等との連携により、総合健診・がん検診の受診率向上を図り、健診結果に基づく特定保健指導・重症化予防などの取組を強化するとともに、予防接種等感染症対策などの取組を継続します。
- ◆ さらに、町民の健康づくりリーダーの育成を行い、町民自らが自立して健康づくりができるよう取り組みます。心の健康面については、心のケアセンター※など関係機関と連携し、メンタルヘルスケア等の取組を継続します。
- ◆ また、生涯学習を通じて様々な生きがいづくり活動を推進し、健康で自立した生活ができるよう、取組を拡充します。
- ◆ 町内における安定的な医療体制の構築については、国、県等の財政支援や相双地域の医療機関との広域連携が必要不可欠になります。浪江診療所は、相双地域の医療資源の枯渇を防ぐため、一次医療機関としての医療サービスを維持しつつ、今後は高齢者等町民が住み慣れた地域で自分らしく人生の最後まで暮らせるよう、相双地域の医療機関や介護事業所と連携し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制構築を推進します。

※心のケアセンター

保健師、臨床心理士、精神保健福祉士等専門職員がその専門性を生かし、様々な悩みの相談や人材育成など、総合的な心のケア対策を行う機関。

施策の展開

(1) 健康づくりの推進・
医療の充実

ア 生活習慣病の発症及び重症化予防

イ 健康づくりの支援

ウ メンタルヘルスケアの実施

エ 感染症の予防・対策

オ 町内の医療体制の確保

関連する
主な個別計画

- 浪江町健康づくり総合計画

施策2 介護・福祉の充実

(1) 介護・福祉の充実

◆高齢者等が安心して生活できるよう、介護、生活支援など
切れ目のない福祉サービスの充実に取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 避難生活の長期化に伴い、独居高齢者、高齢者のみの世帯、家族と暮らしていても日中は独居になる高齢者が増加しています。避難生活は、住み慣れた自宅を離れ、これまでの日常生活環境の大きな変化を強いることから、閉じこもりや運動不足による身体、認知機能の低下を引き起こし、要介護予備軍や要介護の状態に進行する高齢者が多くいます。そのため、心身機能の低下予防、心のケア、うつ予防等の介護予防や見守りなどの取組がより重要なものとなっています。
- ◆ 介護福祉体制については、二本松市の復興公営住宅敷地内（石倉・根柄山）、町内にデイサービスや在宅介護事業等を行う高齢者サポートセンターが整備されました。さらに町内では、浪江町健康関連施設整備委員会（平成30年2月開催）の「浪江町の健康関連施設整備に関する提言」を受け、ふれあいセンター跡地に令和4年度開業に向け、介護関連施設を整備予定です。
- ◆ 介護福祉を行うには介護人材や町民のニーズに合わせた多様なサービスの確保が課題になっており、今後も新たな担い手を含めたサービス提供基盤の構築・強化を図っていく必要があります。
- ◆ 障がい福祉体制については、障がい者とその家族の高齢化が進んでいることから、高齢化さらには重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための相談、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなど総合的な地域生活支援拠点等[※]の整備を図っていく必要があります。

※地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。



介護関連施設整備イメージ



介護予防運動教室の様子

1919
1920
1921
1922
1923
1924
1925
1926
1927
1928
1929
1930
1931
1932
1933
1934
1935
1936
1937
1938
1939
1940
1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958

目指す姿と取組

- ◆ 介護福祉体制については、町民が安心して生活が送れるよう、地域包括支援センターを中心に、地域の様々な社会資源（機関、人、団体、場所等）が連携して高齢者を地域で支える地域包括ケア体制の推進を図り、生活支援体制の整備、相談・情報提供の推進、高齢者の権利擁護支援及び認知症高齢者対策を継続します。
- ◆ また、高齢者の生活の変化による不安や不活発等をできる限り軽減するため、避難先自治体と連携して支援を行います。
- ◆ 高齢者の介護予防については、運動や社会参加の機会を提供し、参加を促し、自立した生活が維持できるよう支援します。また、生活支援コーディネーター[※]と連携し、町民の活動の場としての交流サロンの立ち上げを支援します。
- ◆ さらに、在宅サービスの充実を図るため、町内に通所介護事業所などの介護サービスや地域包括支援センター・就労継続支援事業所などの高齢者・障がい者福祉サービスを提供する介護関連施設を整備します。その開設にあたっては、介護職員の確保、財政支援等について事業所等と連携しながら取り組みます。それまでは、高齢者サポートセンターにおいて、デイサービス・在宅介護事業等を行うとともに、町民同士の支え合いや地域さらには広域ネットワークの構築により、地域の介護・福祉の充実を図ります。
- ◆ 障がい福祉体制については、障がい者や家族、介助者等が、地域で気軽に悩みや不安を相談できる支援体制の充実を図ります。また、障がいによって必要な支援やサービスが異なることから、障がい者に合った支援の体制づくりを進めるとともに、地域生活支援拠点等[※]について県や周辺自治体と協議し、双葉圏域全体で障がい者の生活を支えるサービス提供の構築を目指します。
- ◆ 子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域での包括的な支援体制の構築を目指します。

※生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

※地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

施策の展開

(1) 介護・福祉の充実

ア 町内の介護福祉サービス及び介護予防支援の充実

イ 広域連携による障がい福祉サービスの充実

ウ 高齢者等の孤立防止、見守りの強化

関連する
主な個別計画

- 浪江町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画
- 第三次浪江町障がい者計画

施策3 放射線による健康不安への対策

(1) 放射線による健康不安への対策

◆放射線による健康への影響等の不安解消に取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 町民の放射線に対する不安を払拭するため、町民等への空間線量計や個人積算線量計の貸出しによる放射線の影響管理や測定結果の説明、自家用食品検査体制を整備しました。
- ◆ また、放射線による健康被害を未然に防止し、健康不安を解消するため、内部被ばく検査や外部被ばく線量の測定を実施するとともに、大学や専門機関（公益財団法人原子力安全研究協会等）との連携による相談会・学習会を実施し、放射線への理解促進を図りました。しかし、未だ放射線に関する誤解や不安を持った町民が多く、今後も町民一人ひとりが放射線についての正しい知識と理解を得ることができる取組を継続する必要があります。
- ◆ 近年では、放射線による健康不安や相談等の内容も町民ごとに様々個別化しており、きめ細やかな対応が必要です。そのため、これまでの取組を継続しつつ、各事業の連携と総合的な対策の検討が必要となっています。



ホールボディ・カウンタ搭載車両

1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005

目指す姿と取組

- ◆ 空間線量計・個人積算線量計の貸出しや自家用食品検査を継続し、町民自身での実測値の確認や測定結果の説明等を通して放射線に対する不安払拭を図るとともに、放射線について正しい知識と理解が得られるよう、大学や専門機関と連携した相談会・講習会の開催、情報発信等を実施します。特に、町民の個別化した放射線による健康不安や相談に対して、一件一件丁寧に寄り添いながら対応します。
- ◆ また、放射線による健康影響が分かる内部被ばく検査、外部被ばく線量測定、健康診断等を継続して実施します。
- ◆ さらに、放射線健康管理の施策を一体的に推進するため、総合的な体制による対応を行い、町民が安心して生活できる環境を整えます。

施策の展開

(1) 放射線による健康不安への対策

ア 放射線の健康への影響に関する検査体制の実施

イ 放射線の影響を自分で計測できる環境づくり

ウ 放射線に関する学習会の開催や相談体制の整備

(2) 除染の推進と安全対策

◆町民の除染に対する不安解消に取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 原発事故による放射能汚染の対策として、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針で定める「長期的な目標として追加被ばく線量が年間1 mSv 以下となること。」を目指し、国、県、町が一体となり除染等線量低減措置の取組とともに、各種モニタリングを実施しています。また、除染作業や放射線等に対する町民の不安解消を目的とした「除染検証委員会」を設置し、町民意見の反映や地域別の除染の検証を行っており、国のフォローアップ除染が必要な場合は町民とコミュニケーションを図りながら取り組んでいます。
- ◆ 避難指示解除区域全域の除染は平成29年3月までに完了し、国により除染後の事後モニタリングが実施され、除染の前後を含め、測定値が公表されています。
- ◆ 避難指示解除区域内の行政区ごとに設けている除染土壌等の仮置場については、国、県、町による監視体制のもと令和3年度までに中間貯蔵施設へ搬出完了する計画ですが、できる限り早期の完了の要望をしています。なお、被災家屋等解体廃棄物や除染可燃性廃棄物を選別する仮置場（選別場）については、継続的な監視をしていく必要があります。
- ◆ さらに、仮設焼却施設（減容化施設[※]）に仮置きされている焼却灰の処分については、国と搬出等処分を早期に決定をする必要があります。

※減容化施設

災害廃棄物、片付けごみ、除染廃棄物等の可燃性廃棄物を焼却し減容化処理を行う、国が運営する施設のこと。



浪江町除染検証委員会現地調査の様子

2036
2037
2038
2039
2040
2041
2042
2043
2044
2045
2046
2047
2048
2049
2050
2051
2052
2053
2054
2055
2056
2057
2058
2059
2060
2061

目指す姿と取組

- ◆ 町民の放射線に対する不安の解消のため、引き続き各種モニタリングと分かりやすい情報発信を図るとともに、「除染検証委員会」による除染の検証等に取り組みます。
- ◆ また、町内全域において国の長期的な除染目標である「追加被ばく線量年間1 mSv以下」の達成に向け、再汚染の有無の確認のための事後モニタリングと必要なフォローアップ除染について継続的に取り組むよう、国等へ要望を継続します。
- ◆ 仮置場については、除染土壌等廃棄物の搬出完了まで国、県、町による監視を継続します。搬出が完了した仮置場については、速やかに原状回復し地権者に返還するよう求めます。
- ◆ 仮設焼却施設（減容化施設）については、特定復興再生拠点区域を含む被災家屋等解体工事等により可燃性廃棄物等が継続的に発生するため、国、県、町による監視体制のもと、国に対し引き続き適切な運営を求めるとともに、仮置きしている焼却灰について早期に中間貯蔵施設等への搬出を求めます。

施策の展開

(2) 除染の推進と安全対策

ア 国と連携し除染や対象区域内廃棄物の処理を推進

イ 町民の除染の不安に寄り添ったフォローアップの実施

2062

2063
2064
2065
2066
2067
2068

第5章

絆の維持と持続可能なまちづくり

V. 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策1 被災者生活支援・絆の維持

- (1) 被災者生活支援の推進
居住地にとらわれない行政サービスの提供や、町の生活支援制度に関する情報発信等に取り組みます。
- (2) 町との絆の維持の推進
町民とふるさととの絆の維持に取り組みます。
- (3) 損害賠償対策の推進
全ての町民の暮らしの再建に向けて、適切な賠償を受けられるよう、賠償支援の継続に取り組みます。

施策2 移住・定住の推進

- (1) 移住・定住の推進
町民の帰還支援と、町への移住・定住を推進させる支援に取り組みます。

施策3 地域コミュニティ活動の推進

- (1) 地域コミュニティ活動の推進
地域でのコミュニティ活動を支援します。

施策4 復興を推進させる行財政運営

- (1) 復興を推進させる行財政運営
復興を支える人材や財源の確保に取り組みます。

2069
2070

施策1 被災者生活支援・絆の維持

2071
2072
2073
2074
2075
2076
2077
2078
2079
2080
2081
2082
2083
2084
2085
2086
2087
2088
2089
2090
2091
2092
2093
2094
2095
2096
2097
2098
2099
2100
2101
2102
2103
2104
2105

(1) 被災者生活支援の推進

◆居住地にとられない行政サービスの提供や、
町の生活支援制度に関する情報発信等に取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 避難先でも各種証明書の交付、生活再建に向けた情報提供・相談対応ができるよう二本松事務所のほか、福島、いわき、南相馬の各市に出張所を設置し、避難先での行政サービスの提供に取り組んできました。
- ◆ また、町内の住まいの再建に向けて、公営住宅等の整備や、空き家・空き地対策、防災集団移転促進事業[※]等を行いました。さらに、令和2年3月末に県の応急仮設住宅の供与が終了したことに伴い、避難する町民のため県内各地に整備された県営復興公営住宅等への転居支援を行っています。
- ◆ また、避難する町民に対し新たな住環境での生活支援や孤立防止のため、避難先の社会福祉協議会と連携し巡回訪問のほか、復興支援員による県内外での交流会や生活再建などの支援を実施してきました。
- ◆ さらに、原発避難者特例法により、特例事務（医療・介護関係、教育関係等）について、避難先自治体から行政サービスが提供されるとともに、高速道路無料化、医療費窓口負担免除等被災者支援制度が実施されています。今後も、生活に必要不可欠な行政サービスを継続させるため、国や避難先自治体等に引続き要請する必要があります。

※防災集団移転促進事業

被災地や災害危険区域のうち、居住に適さない区域にある住居の集団的移転を促す事業。

2106
2107
2108
2109
2110
2111
2112
2113
2114
2115
2116
2117
2118
2119
2120
2121
2122
2123
2124
2125
2126
2127
2128
2129
2130
2131
2132
2133

目指す姿と取組

- ◆ 避難先での各種証明書の交付や、生活再建に係る支援案内・相談対応のため、引き続き事務所・出張所の設置に取り組みつつ、効率的な行政サービスの提供を図るため、町民の居住形態を踏まえて、町外に必要な行政サービスや、事務所・出張所のあり方等について検討します。
- ◆ また、応急仮設住宅の供与終了に伴う住環境の変化に対応し、新たな居住先での孤立防止や安定した生活ができるよう、避難先の社会福祉協議会等関係機関と協力・連携し、相談窓口や巡回訪問などの生活支援を継続します。
- ◆ 原発被災者特例法が制定され、避難先自治体による行政サービスの提供や国等による各種被災者支援制度の実施が図られています。今後も安心して町内外で生活できるよう、これらの制度の継続を引き続き要請します。
- ◆ また、避難先の公共施設の利用や生涯学習への参加、防災・防犯等の支援が受けられるよう避難先自治体に要請していますが、今後も協力・支援を求めるとともに、避難先自治体や支援団体と連携し、生活支援制度に関する情報提供等を継続して行います。

施策の展開

(1) 被災者生活支援の推進

ア 避難先での行政サービスの提供

イ 復興支援制度の継続の要望

(2) 町との絆の維持の推進

◆町民とふるさととの絆の維持に取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 「十日市」、「相馬野馬追」、「あるけあるけイベント」、春・秋・夏祭り等、震災前に実施していた伝統行事やイベントが町内で再開し、町民同士の交流やふるさととつながる機会ができています。
- ◆ また、県内3ヵ所（福島市、郡山市、いわき市）の交流館と県外（関東圏）・県内に復興支援員を配置し、交流会・サロン活動支援、戸別訪問、情報発信等を実施し、避難先における町民の生活再建の支援を行うとともに、自治会等のコミュニティ活動への補助を実施し、町民同士やふるさととの絆の維持に取り組んできました。
- ◆ さらに、町民・企業の連絡先情報を共有できる取組として、「みんなの連絡帳」を作成し配布するとともに、避難先と町との利便性向上のため、本町と南相馬市や本宮・二本松市を結ぶ生活支援バスを運行しています。
- ◆ また、町とのつながりが希薄になっている避難する町民のふるさとへの絆・関心を維持するため、避難する町民の声と合わせて、帰還町民の声やふるさとの状況等を積極的に発信するなどの取組が必要です。



あつまっぺ交流館（福島市）



浪江のこころ通信

2159
2160
2161
2162
2163
2164
2165
2166
2167
2168
2169
2170
2171
2172
2173
2174
2175
2176
2177
2178
2179
2180
2181
2182
2183
2184
2185
2186

目指す姿と取組

- ◆ 避難する町民の避難先での孤立防止や生活再建のため、町外交流館の運営のほか、復興支援員を中心に情報提供、交流会支援等を継続するとともに、県内外での絆を維持するコミュニティ活動支援を継続して行い、避難先での安心した生活につなげます。
- ◆ また、町内での町民の交流機会の創出や、ふるさととつながる機会を維持するため、各種イベントを継続して実施します。
- ◆ さらに、町内の状況や町民の生の声を「浪江のこころ通信」や「なみえ新聞」などにより情報発信し、ふるさとの復興の姿を身近に感じられる取組を行なうとともに、町民同士がつながりを持てるよう避難先各地域において、SNSサービス^{*}の講習会等を実施し、ICTのスキルを向上する取組を行います。

※SNSサービス

人と人の社会的なつながりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービス。

施策の展開

(2) 町との絆の維持の推進

ア 避難先での絆の維持への支援

イ 復興の見える化の推進

2187 (3) 損害賠償対策の推進

2188 ◆全ての町民の暮らしの再建に向けて、
2189 適切な賠償を受けられるよう、賠償支援の継続に取り組みます◆
2190

2191
2192 現状と課題

- 2193
- ◆ 東京電力の賠償に関しては、損害項目別の解説記事を広報紙に毎月掲載したほか、賠償請求状況の調査等により判明した請求困難者等へ、訪問等による請求書作成支援に取り組んでいます。
 - ◆ また、町のHPに町民のADR申立ての和解事例を掲載のうえ、町内外で相談会を開催しています。しかし、参加者は減少傾向にあり申立てが進んでいない状況です。ADR申立ての意義や簡易な申立書により解決が見込まれることを周知し、申立ての促進を図る取組が必要です。
 - ◆ 東京電力に対しては、町民の個別事情や町の現状を踏まえた賠償を求めています。十分でないため、継続的な要求が必要です。なお、原子力損害賠償審議会には現地視察の際に、町の復興状況等を踏まえ町民に寄り添った適切な指針を示すように要望しています。
- 2194
2195
2196
2197
2198
2199
2200
2201
2202
2203
2204
2205
2206



個別ADR説明会の様子

2207
2208
2209
2210
2211
2212
2213
2214
2215
2216
2217
2218
2219
2220
2221
2222
2223
2224
2225
2226
2227
2228
2229

目指す姿と取組

- ◆ 町民の生活再建のため、東京電力の賠償の適切な実施は不可欠です。町民の請求状況や時効を踏まえ、早期に未請求状況を解消するため、引き続きHP等による賠償に関する情報発信を進めるとともに、総合健診など多くの町民が集まる機会を捉えて、簡易なADR申立書による解決法等の相談会を開催し、申立の促進を図ります。
- ◆ また、東京電力に対し、自らが掲げる損害賠償に関する3つの誓い（「最後の一人まで賠償貫徹」「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」「和解仲介案の尊重」）を確実に実行するよう求めます。
- ◆ さらに、原発事故に伴う損害賠償の時効は10年となっていますが、時効の完成以降であっても、町民に寄り添った柔軟な対応と適切な賠償を国や東電に求めます。

施策の展開

(3) 損害賠償対策の推進

ア 賠償支援の実施

施策2 移住・定住の推進

2230

2231

(1) 移住・定住の推進

2232

◆町民の帰還支援と、町への移住・定住を推進させる支援に

2233

取り組みます◆

2234

2235

2236

現状と課題

2237

2238

- ◆ 震災以前より町の人口は減少し続けており、町からの転出者数が転入者数を上回る人口の社会減の状態が続いていました。平成29年3月に町の一部の地区で避難指示が解除されたものの、帰還した町民は一部にとどまっており、住民意向調査等によると居住人口の回復は厳しい状況にあります。

2239

2240

2241

2242

- ◆ そのため、人口ビジョンによる目標人口の達成のためには帰還する町民の増加だけでなく、移住・定住推進による人口の増加が必要になります。

2243

2244

- ◆ これまで、町内の住まいの再建に向けて、平成29年度に幾世橋地区に災害公営住宅（町民用85戸）と再生賃貸住宅（町民・転入者用80戸）、令和2年度に請戸地区に災害公営住宅（町民用26戸）を整備しました。

2245

2246

2247

- ◆ また、空き家・空き地バンクの運用や帰町に合わせた移転、住宅再建等に関する支援など、町内での居住を促す様々な支援を行っています。

2248

2249

- ◆ さらに、総合相談窓口を設置し、移住・定住者の受入に向けた相談対応や各種支援制度の情報提供のワンストップ化を図りました。

2250

2251

- ◆ 今後も帰還町民や転入者などの様々なニーズに対応した支援や体制の充実が必要です。

2252

2253

2254

2255

2256



なみえに暮らそう！移住定住特設サイト

2257

2258

目指す姿と取組

2259

2260

2261

2262

2263

2264

2265

2266

2267

2268

2269

2270

2271

2272

2273

2274

施策の展開

2275

2276

2277

2278

2279

2280

2281

2282

2283

2284

2285

(1) 移住・定住の推進

ア 町への帰還支援

イ 空き家対策の推進

ウ 移住促進の情報発信・入口支援

エ 移住者の定住促進支援

関連する 主な個別計画

- まち・ひと・しごと創生 浪江町総合戦略（第2期）

2286

2287

施策3 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の推進

◆地域でのコミュニティ活動を支援します◆

現状と課題

- ◆ 平成29年3月に本町の一部地域の避難指示が解除されましたが、多くの町民が県内外で長期の避難生活を強いられています。こうした状況下で従前の地域コミュニティは崩壊しており、行政区域で行われていた地域情報の共有や伝統文化の継承活動など、従前の自治活動が困難になっています。その中でも一部の行政区では自主的に地域活動を進め、コミュニティを維持しています。
- ◆ 町では、地域コミュニティの再生のため、地域づくり支援専門員[※]の配置により、町民へのヒアリングを実施するとともに、クリーン作戦、花植え、交流の場づくり等帰還町民主体による自治・地域活動の支援や町外避難町民との交流の場の創出等に努めています。また、コミュニティ活動や行政区の集会所の整備等に対して補助制度を設けているとともに、町民の集いの場を確保するため、役場会議室や交流館等の貸出し支援を行っています。
- ◆ また、今後も人口の回復は緩やかな進行に留まると見込まれるとともに、将来の帰還者や移住定住者の把握が難しく厳しい行政区運営が想定されることから、今後の行政区のあり方について検討が必要です。

※地域づくり専門支援員

町内コミュニティ（住民自治機能）づくりや地域の課題解決に向けた取組を専門的に支援する者のこと。



西台地区での花植えの様子

2316
2317
2318
2319
2320
2321
2322
2323
2324
2325
2326
2327
2328
2329
2330
2331
2332
2333
2334
2335
2336
2337

目指す姿と取組

- ◆ 町民の自発的なコミュニティ活動や地域の活性化、地域課題の解決等に向けて自らが立案し、実践する体制を構築するため、今後とも地域づくり支援専門員を町内に配置し支援するとともに、コミュニティ活動や行政区の集会所整備等に対する補助金を継続し、さらには集会の場の貸出し支援を継続することにより、地域コミュニティとしての自治能力の再生を図ります。
- ◆ また、町の復興には、行政区との協働関係が欠かせないため、今後の行政区のあり方について、行政区内での主体的な協議等を重視し方向性を検討します。

施策の展開

(1) 地域コミュニティ活動の推進

ア 行政区活動への支援

イ 町内でのコミュニティ活動への支援

施策4 復興を推進させる行財政運営

(1) 復興を推進させる行財政運営

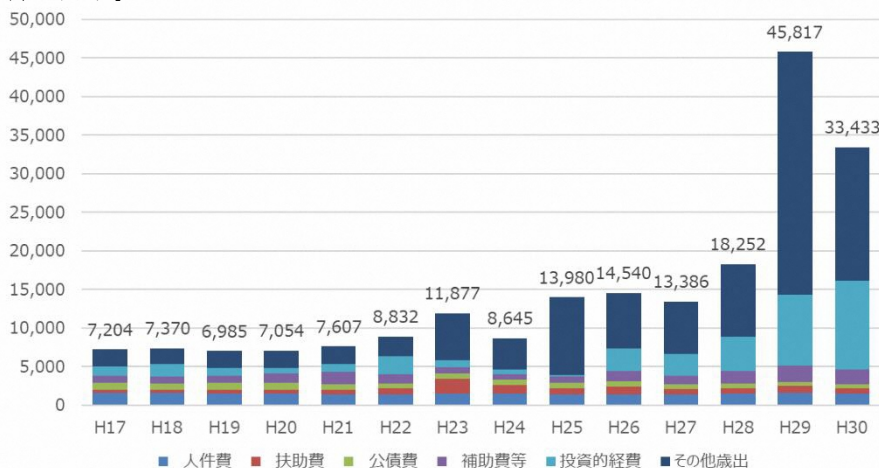
◆復興を支える人材や財源の確保に取り組みます◆

現状と課題

- ◆ 東日本大震災以降、多様化し、増加の一途をたどる行政課題に対応するため、組織の見直しと人員の増強に取り組んできました。
- ◆ 財政の状況としては、東日本大震災からの復旧・復興事業の本格化により予算規模が拡大してきており、令和元年度決算の歳出総額は、平成22年度と比較し3倍を超える規模となっています。一方その財源は、平成28年度から平成30年度までの3か年の平均の財政力指数が0.44となるなど、国・県支出金、普通交付税及び震災復興特別交付税に依存しています。また、経常収支比率も95.5%に上るなど、硬直化した財政状況となっています。
- ◆ 公共施設やインフラ等については、復興関連事業により、町民の帰還のための復旧や新たな整備に取り組んできました。しかし、今後極端な人口減少や少子高齢化などの影響により、厳しい財政状況が予想されます。そうした社会の変化に対応できる、公共サービスの提供や施設の安全性の確保、財政負担の低減が求められています。

【単位：百万円】

歳出の状況



【単位：千円】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
経常収支比率	80.3%	81.4%	86.5%	85.8%	82.8%	80.2%	106.4%	105.1%	95.8%	95.3%	95.5%	99.8%	99.8%	95.5%
公債費負担比率	13.0%	12.6%	14.2%	15.3%	11.6%	9.1%	9.1%	10.3%	9.4%	8.4%	7.4%	6.7%	4.2%	3.6%
地方債現在高	7,008,970	6,919,092	6,529,501	6,116,303	6,083,035	6,089,684	5,809,915	5,610,032	5,403,435	4,788,554	4,249,624	3,698,549	3,181,628	2,727,406
財政調整基金	812,625	755,969	735,969	850,152	893,261	1,095,161	1,159,732	1,369,186	1,588,323	1,350,620	1,451,095	1,916,549	1,999,863	2,819,882
財政力指数	0.44	0.45	0.46	0.47	0.47	0.45	0.43	0.42	0.39	0.38	0.39	0.42	0.45	0.44

2376
2377
2378
2379
2380
2381
2382
2383
2384
2385
2386
2387
2388
2389
2390
2391
2392
2393
2394
2395
2396
2397
2398
2399

目指す姿と取組

- ◆ 町の復興は未だ道半ばの状況であり、引き続き復旧・復興の取組を推進していく必要があるため、国や自治体等からの支援のもと、適切な人員の確保、組織の見直し及び人材育成に努めます。
- ◆ 福島再生加速化交付金をはじめとする復興関連の国・県支出金、普通交付税の特例措置、震災・復興特別交付税などの見通しが不透明であり、今後大幅な財源不足となる恐れがあります。そのため、町では経常経費の抑制に努めつつ、受益者負担の適正化やふるさと納税の活用など自主財源の確保に努めるとともに、復興を完遂させるための財源の確保を国に対し要望します。
- ◆ 公共施設等の整備については、全体状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化等に取り組むことで財政負担の軽減・平準化に努めます。

施策の展開

(1) 復興を推進させる行財政運営

ア 効率的な行財政運営

イ 復興を完遂させるための財源の確保

関連する
主な個別計画

- 浪江町公共施設等総合管理計画

2400

2401

2402

2403

2404

2405

2406

2407

2408



資料編

2409

2410

2411

2412

2413

2414

2415

2416

2417 (1) 答申文

2418

2419
2420
2421

(2) 浪江町復興計画【第三次】策定委員会名簿

役職	所 属	氏 名
委員長	国立大学法人福島大学共生システム理工学類准教授	川崎 興太
副委員長	浪江町行政区長会会長	佐藤 秀三
	石井農園	石井 絹江
	なみとも副代表	和泉 亘
	なみえ絆いわき会会長	大波 大久
	浪江町農業委員会会長	佐々木 茂夫
	浪江町行政区長会幾世橋地区理事	佐藤 幹治
	特定非営利活動法人 Jin 代表	清水 裕香里
	浪江町商工会会長	新谷 保基
	浪江町行政区長会津島地区理事	末永 一郎
	社会福祉法人浪江町社会福祉協議会常務理事	鈴木 幸治
	一般社団法人浪江青年会議所直前理事長	前司 昭博
	相馬双葉漁業協同組合理事請戸地区代表	高野 一郎
	フォーアールエナジー株式会社代表取締役社長	牧野 英治
	地域学校協働活動事業の推進に係る地域コーディネーター	山田 司

2422

(五十音順：敬称省略)

2423
2424

(3) 浪江町復興計画【第三次】策定会議名簿

氏名	所属	職名
松本 孝徳	総務課	課長補佐
磯貝 智也	企画財政課	課長補佐兼定住推進係長
松本 秀幸	住民課	課長補佐兼除染環境係長
蒲原 文崇	産業振興課	主幹兼課長補佐
大浦 龍爾	農林水産課	課長補佐兼農政係長兼 農業委員会次長
宮林 薫	住宅水道課	課長補佐
今野 裕仁	まちづくり整備課	主幹兼課長補佐
吉田 喜美江	健康保険課	課長補佐兼放射線対策係長
佐藤 貴徳	介護福祉課	課長補佐兼介護係長
門馬 純子	教育委員会事務局	教育次長補佐兼 浪江にじいろこども園長
中野 夕華子	生活支援課 仮設津島診療所	課長補佐兼避難生活支援係長兼 仮設津島診療所事務長補佐
長岡 秀樹	浪江診療所	事務長補佐

2425
2426
2427
2428
2429
2430
2431
2432

(4) 事務局 企画財政課

課長	西 健一
主幹	菅野 友博
係長	上野 幹一
主査	志賀 隆寿
主事	木村 郁也
復興庁派遣	鈴木 茂清

(5) 浪江町復興計画【第三次】策定経過

月日	概要	
令和2年		
5月11日	第1回 復興計画策定会議	復興計画【第三次】の策定スケジュールについて
7月14日	第2回 復興計画策定会議	復興計画【第二次】の検証等について
8月12日	第3回 復興計画策定会議	復興計画【第三次】の基本構想と施策体系等について
8月18日	第1回 復興計画策定委員会	復興計画【第三次】の策定スケジュールについて
8月31日	浪江町 庁議	復興計画【第三次】の基本構想と施策体系等について
9月1日	第2回 復興計画策定委員会	復興計画【第三次】の基本構想と施策体系等について
9月15日	議会 全員協議会	復興計画【第三次】の基本構想と施策体系等について
10月2日	第4回 復興計画策定会議	復興計画【第三次】の素案について
11月2日	第5回 復興計画策定会議	復興計画【第三次】の素案について
11月4日	浪江町 庁議	復興計画【第三次】の素案について
11月5日	第3回 復興計画策定委員会	復興計画【第三次】の素案について
11月〇日	議会 全員協議会	復興計画【第三次】の素案について
11月〇日～ 12月〇日	《パブリックコメントの実施》	
12月〇日	第6回 復興計画策定会議	復興計画【第三次】の素案及びパブリックコメント対応について
1月4日	浪江町 庁議	復興計画【第三次】の素案について
1月〇日	議会 全員協議会	復興計画【第三次】の素案について
1月19日	第4回 復興計画策定委員会	復興計画【第三次】の素案について、答申内容の検討
1月〇日	《復興計画策定委員会からの答申》	
2月1日	浪江町 庁議	復興計画【第三次】について
2月24日	《「浪江町復興計画【第三次】の策定について」議案提出》	
3月〇日	議会 全員協議会	復興計画【第三次】について
3月〇日	《「浪江町復興計画【第三次】の策定について」可決》	